

を定めない限りは、親から投票所に出頭し、その投票を與へしむる議員候補者の氏名を言明し、投票管理者をしてこれを書類に登録せしむることを得る。我國の明治二二年の衆議院議員選舉法は公開選舉主義、殊に記名投票主義を採用し、選舉人をしてその投票用紙上に被選舉人の氏名の外に、選舉人自身の氏名を記入せしむることゝなし、選舉人の氏名を記載しない投票を無効とした。これに反し明治三三年の選舉法及大正一四年の選舉法は無記名投票主義を採用し、選舉人をしてその投票用紙上にその氏名を記載することを許さず、これを記載した投票を無効としてゐる。

公開選舉主義と秘密選舉主義との利害に關しても議論がある。

公開選舉主義に賛成する者は謂ふ。『選舉は選舉人が國家のために國家議員を創設することである。國家の機關(國會創設機關)たる選舉人が機關としてその職務權限を遂行することに外ならぬ。従つて國家の機關たる司法官廳又は行政官廳が命令及處分をなすに當つて、自からこれに名を署してこれに關する責任を負擔すると同じく、國家の機關たる選舉權者も亦選舉に際してはその投票用紙上にその氏名を記載し、その投票に關し責任を負擔することを明かにしなければならぬ。若も選舉人が自己の氏名を投票用紙に署することなくして、秘密に投票をなすことを得ることゝなさむには、選舉人は選舉に關し充分に自己の責任を重んぜず、動もすればその良心に照らして疚しいと認めつゝ、不當の投票をなすの虞がある。故に公開投票主義を採用しなければならぬ』と。

これに反し秘密選舉賛成論者は次の如く主張する。『選舉に際し選舉人は他人より不法の脅威を受くることなく、自由且安全に投票をなすことを得べき状態に在らなくてはならぬ。然るに選舉人のなす所の選舉(投票)の結果が一々公に發表せらるゝに至らむには、選舉人はその自からなした選舉(投票)に關し、動もすれば他人より暴行、脅迫又はその他の不利益を受くるに至る虞があるのであつて、選舉人は選舉に關し自由且安全なる地位に立つことを得なくなる。これがために棄權して選舉に關與せざるに至る者が増加することを免れない。故に意思薄弱なる選舉人又は他人に従屬せる選舉人をして、安全に且その欲する所に従ひ自由に選舉をなすことを得せしむるがためには、秘密選舉主義を採用し、選舉人が選舉をなした後、これが何人に對して選舉をなしたかを、他人をして窺ひ知ることを得ざらしむることを要する』と。

選舉人の中には、外見上某候補者に對して多大の同情を有するものゝ如くに装ひ、場合に依つてはこれより幾多の不當の利益を收受しつゝ、而かも裏面に於てはその候補者を落選せしむるがために凡ゆる陰謀を廻らし、反對黨と通謀して却つて反對候補者のために投票せむことを企てる者も少なくない。選舉人がかくの如き陰險なる態度を執ることを以てその自由意思の發動なりと認め、法律上秘密投票主義を採用して以てこれに對して特別の保護を與へる必要ありといふ論者ありとせば、余はかくの如き論者に對して特に駁撃を加へるの必要を認めない。併し乍ら選舉人をして公明正大なる選舉を

行はしめ、これをして選舉に付全責任を負擔せしむるがためには、公開選舉制度を採用する外には途はないのである。

參照 ゲー・マイヤー、前掲、五二八頁。ビエール、前掲、二四八頁。エスマン、前掲、第二卷、三一九頁。

第三節 多數代表法、少數代表法及比例代表法

第一款 多數代表法

何れの國も皆國會議員選舉のためには選舉區なるものを設け、各選舉區内の選舉人をしてその所屬の區の議員定數を選出せしむるがために、議員候補者を立て、共同して選舉競争をなさしむることゝなしてゐる。併し乍ら從來多くの國は選舉區内の選舉に際して、或は一時的に或は永續的に選舉權者團體又は政黨が発生することを豫想して、その中で絶對的又は相對的多數の選舉人を有つてゐる政黨又は選舉權者團體のみにその選舉區選出の議員を選出するの機會を與へ、絶對的又は相對的少數の選舉人を有するに過ぎない政黨又は選舉權者團體にはその選舉區選出の議員を選出するの機會を與へないことにしてゐたのである。選舉が愈々行はれることになるといふと、選舉區内の各黨派又は選舉權者團體はその區選出の議員の地位を獲得せむがために議員候補者を押し立てるのである。政友會の人々も議員候補者を立てるであらうし、民政黨の人々も亦同じく議員候補者を立てるのである。そんな

場合に於てその中の或る一つの黨派は多數の選舉人を有つてゐるが、これに反して他の黨派は少數の選舉人を有つてゐるに過ぎないといふことのあるのは當然である。ところで從來多くの國の選舉法は選舉區の議員を選出するがために多數黨と少數黨とが相互に選舉競争をなす場合に於て、その内で多數の選舉人を有つてゐる多數黨のみをしてその選舉區から選出する議員全體を選出せしめ、少數の黨派には少しも議員選出の機會を與へないことにしてゐたのである。さういふ選舉制度を稱して多數代表法といふのである。選舉競争といふのは競馬のやうなものである。競馬をやつて勝つた者には賞品を與へるが、負けた者には何物をも與へない。従つて多數黨と少數黨とが選舉區の議員を選出するがために選舉競争をやつた場合に、その中の多數黨としてその選舉に勝つたもののみその選舉區選出の議員全部を與へ、これに反し少數黨としてその選舉に負けたものには一人の議員をも與へるに及ばないといふのが、多數代表法の根本の理由たるのである。

さういふ主義に基づく選舉の方法は二つに分かれる。その一つは小選舉區單名投票法である。もう一つは大選舉區聯名投票法である。小選舉區單名投票法といふのは、一選舉區から議員唯一名だけを選出せしむることゝなし、而して選舉人をして選舉に際し投票用紙の上に議員候補者唯一名の氏名を記載せしむるの方法である。小選舉區制度の行はるゝ場合には、選舉區からは議員は何時も唯一名外選出せられないのであるから、その場合に選舉人は投票用紙の上に數多の人の名前を記載することを

得ずして、唯一人の議員候補者の名前を記載することを得るに過ぎないのは當然である。小選挙区制度の下に於ては選挙人は何時も単名投票をなすの外はないといふのが原則である。これに反して大選挙区名投票法に依るといふと、選挙区からは議員数名が選出せらるゝのであつて、而かも選挙人は選挙に際してはその選挙区から選出せらるゝ議員の定数に等しい丈の数の議員候補者の氏名を投票用紙の上に聯記（列記）することを得るのである。この場合には議員定数の範圍内に於て幾らでも多くの議員候補者の氏名を投票用紙の上に書くことを得るのである。例へば、選挙区から議員三名又は四名を選出せしむることなし、且選挙人をしてその投票用紙の上に三名又は四名の議員候補者の氏名を列記せしめ、選挙人をしてそれ等の数多の候補者各自に投票を與へることを得せしむるのが大選挙区聯名投票法である。さういふ工合に多数代表の選挙の方法には二つの方法がある譯であるが、この二つの方法孰れか一つを採用するならば、各選挙区内の選挙に際し、その選挙区内に於て多数の選挙人を有する党派のみがその區選出の議員全部を選出し、少数の選挙人を有するに過ぎない党派は一人の議員をも選出することを得ないことになるのである。

今小選挙区單名投票法が選挙に採用されてゐるとして、假りにその選挙区内に甲乙の兩党派があり、甲の党派は五千人、乙の党派は四千九百人の選挙人を有し、その兩党派の選挙人は皆投票に参加したとする。さういふ場合に甲の党派の五千人の選挙人は舉つてAといふ人に對して投票をなし、乙の党派

の四千九百人の選挙人は舉つてBといふ候補者に投票をなしたものと假定すると、甲黨の候補者Aは

五千票を得て當選し、乙黨の候補者Bは四千九百票の投票を有するに過ぎないから落選することになる。即ち、その選挙区に於ては多数黨たる甲派のみが選挙競争に勝つて議員を選出し、これに反し少数黨たる乙派は選挙競争に負けて議員を選出することを得なくなる。従つてそれは多数代表の選挙である。この例を表にすれば、上のやうになるのである。

もう一つの大選挙区聯名投票法の行はるゝ場合に於ても、矢張り同様の結果を生ずる。例へば、或る選挙区から選出せらるゝ議員の定数が四名であつて、而かも選挙人はその投票用紙の上に四名の議員候補

選挙区選出議員數	1人
選挙区選挙人總數	9,900人
甲黨	乙黨
選挙人 5,000人	選挙人 4,900人
A候補者 5,000票	B候補者 4,900票
甲黨選出議員	乙黨選出議員
A一人	一人もない

者の氏名を聯記することを得るものと假定する。さういふ場合に於て或る選挙区に甲乙兩黨があり、その中で甲黨は五万人の選挙人を有し、乙黨は四萬九千人の選挙人を有すると假定する。そんな事情の下に於て甲黨の選挙人五万人は舉つてA、B、C、Dの四人の議員候補者の氏名を投票用紙に列記してこれに投票を與へ、これに反して乙黨の選挙人四萬九千人は舉つてL、M、N、Oの四人の議員候補者の氏名を投票用紙の上に列記して、それに對して投票をなしたものと假定する。さうすると、甲

例。 選挙区選出議員數 4人		選挙区選挙人總數 99,000人	
甲黨		乙黨	
選挙人 50,000人		選挙人 49,000	
A 候補者50,000票	L 候補者49,000
B 候補者	} に対して聯名 投票を爲す	M 候補者49,000
C 候補者		N 候補者49,000
D 候補者50,000票	O 候補者49,000
甲黨選出議員 4人		乙黨選出議員 一人もない	
{ 50,000 : 4人		49,000 : 0	
{ 12,500 : 1人			

黨の推薦したA、B、C、Dの四人の候補者は各五萬票づつの投票を取得するが、乙黨の推薦するL、M、N、Oの四人の候補者は何れも四萬九千票の投票を得るに過ぎないことになる。結局その選挙の結果に依り、甲黨の四人の候補者は何れも揃つて多数の投票の取得者であり、乙黨の四人の候補者は何れも揃つて少数の投票取得者に過ぎないから、その選挙区選出の議員は多数黨たる甲黨のみから選出せられて、少数黨たる乙黨は一人の議員をも選出することを得ないことになる。五萬人の選挙人を有する甲黨が四人の議員を選出することになれば、結局甲黨に属する選挙人は一萬二千五百人で以て議員一人を選出することになる、これに反して乙黨に属する選挙人は四萬九千人存在するに拘はらず、それは一人の議員をも選出し得ないのであるから、それは非常に不公平であるとも謂はれ得る。この例を表で示せば、上の通りである。

第二款 少数代表法

多数代表の選挙制度はかくの如くに個々の選挙区内の選挙に際し多数黨派をしてその区選出の議員を独占せしめて少数黨派に議員選出の機会を與へない。例へば、或る選挙区内に多数黨として政友會が存在し、少数黨として民政黨が存在する場合に於て、その選挙区内の選挙に多数代表の選挙制度が採用せらるるとせば、その選挙区選出の議員は多数黨たる政友會のみから選出せられて、少数黨たる民政黨は一人の議員をも選出することを得ないやうになる。併し乍ら國家の領土が廣大であり、國會議員の數も亦従つて夥しく、これがために全國が數十又は數百の選挙区に區分せらるゝ場合に於ては、實際の事實として假令國內の大多数の選挙区は多数黨派たる政友會の地盤となつてゐるとしても、少くも少数の若干の選挙区が少数黨派たる民政黨の勢力の下に立つてゐることはあり得る。例へば、日本全國内の大多数の選挙区に於ては政友會が多数黨であるとしても、その代りに、或は大阪市に於て或は東京市に於て民政黨が多数黨であることはあり得るのである。さういふ場合に於て日本全國に於ける少数黨たる民政黨はその自己の地盤たる少数の選挙区(例へば、大阪市又は東京市)を根據として、その中から自黨の議員若干を選出することを得るから、多数代表の選挙制度の下に於ても全國に於ける少数黨派が國家全般の國會へ全然議員を選出することを得ないやうにはならない。併し乍らこれに反し國家の領土が狭小であり、國會議員の數も亦随つて少なく、これがために國會議員選挙の目的のために全國が僅々二三の選挙区に區分せられてゐるに過ぎないやうな場合に於て、若も多数代表

の選舉制度が行はれ、各選舉區内部に於ける多數黨がその區選出の議員を獨占することを得るの地位にあるものとし、且つそれ等の僅々二三の選舉區全部に於て特定の一黨派(例へば、急進黨)が多數黨として他の黨派よりも優勢なる地位に立てるものと假定するならば、その國の國會を組織するがために、各選舉區より選出せらるる議員は全部その特定の多數黨のみに由つて獨占せられ、これに反對する少數黨は遂に一名の議員をも國會に選出することを得ないやうになるのを免れない。例へば、極めて小さな或る國に於て議員十名宛を選出する第一、第二及第三の三選舉區が存在し、その何れの選舉區に於ても一萬人の選舉人が存在するものと假定し、その三選舉區何れに於ても急進黨と民主黨との二黨派があり、その何れの選舉區に於ても急進黨は五千人の選舉人を有し、民主黨は四千九百人の選舉人を有するものと想像し、その三選舉區の選舉に多數代表の選舉法、例へば、大選舉區聯名投票法が行はるゝものとせば、その第一區から選出せらるべき十名の議員も、第二區から選出せらるべき十名の議員も、第三區から選出せらるべき十名の議員も全部多數黨たる急進黨のみより選出せられて、少數黨たる民主黨はその國の國會へは遂に一人の議員をも選出することを得ないやうになるのである。これが多數代表法の重大なる缺點である。

多數代表の選舉制度は從來久しい間一般に至當のものと認められてゐたけれども、一八四〇年から一八五〇年に至るの間に於て漸次これに對する反對が起り、多數代表の選舉制度の外に、少數代表の

選舉制度を採用することを要するといふ議論が起るやうになつた。その少數代表法といふのは、國內の一つ一つの選舉區に於ける選舉に際し、その選舉區選出の議員の多數黨派のみに由つて獨占せらるるに至るのを防ぎ、少數黨派にも亦同様に若干の議員を選出するの機會を與へることを眼目とするものである。それは偶然全國內に於て少數黨の地盤たるべき二三の選舉區の存在すべきことを豫想し、少數黨をしてその地盤たる二三の選舉區より議員若干名を選出することを得せしむることを以て満足せず、全國內に於ける一つ一つの選舉區より、多數黨と同時に少數黨をして若干の議員を選出することを得せしめ、少數黨の國會議場に代表者を選出するの望を確實ならしめむとするものである。

國會は國家の政務に付議決をなすことを以て、唯一の任務としてゐるのではなくして、同時に國民を代表するの任務を有するものである。國會は國民の状態を細大漏す所なく、その儘に反映すべき縮寫地圖のやうなものであるから、國會議場には國內の多數黨派のみならず、少數黨派をも一樣に代表せしむるやうにしなければならぬ。而して國內の少數黨派をして多數黨派と相並んで國會議場に若干の代表者を選出することを得せしむるがためには、國內の一つ一つの選舉區に於ける少數黨をしてその區内の選舉に際し、多數黨と同じく確實に若干の議員を選出せしむるの外はない。單に全國內の何十又は何百の選舉區中、少くも二三の選舉區だけが偶然少數黨派の勢力の下に立つてあらうことを豫想し、その中から少數黨派の代表議員若干名の國會に選出せらるゝに至ることを望むが如きは、僥倖

を待つに等しいといふのが、少数代表法を主張する學者の論據である。

少数代表法は一つの選挙区から選出せらるべき議員の地位全部をその区内の多数党にのみ與へず、その幾部分を少数党に分配せむとするのであるから、この方法は、選挙法上大選挙区制度が行はれ、一選挙区から同時に数名の議員の選出せらるゝ場合に於て始めて實行せられ得べきものであつて、小選挙区制度が行はれ、一選挙区より一名の議員の選出せらるゝに過ぎない場合に於ては、決して行はれ得べきものではないのである。一選挙区から議員一人が選出せらるゝに過ぎない場合には、その一人の議員の地位を多数党と少数党との間に分配することを得ないから、少数代表法はどうしても行はれない。一選挙区から議員数名選出せらるゝ場合に於て、始めてその数名の議員の地位を多数党と少数党との間に分配して少数代表法を行ふことが可能なるのである。この少数代表の趣旨を實行するがためには種々の方法があるけれども、余はその主なる例として、制限聯記法、累積投票法及大選挙区不讓渡單名投票法の三つを擧げるに止める。

(一) 制限聯記法

この方法は一選挙区より少くも三名以上の議員の選出せらるべきことを豫想し、選挙人に聯名投票をなすことを許すけれども、而かも選挙人をしてその選挙区より選出せらるべき議員全數に對して聯名投票をなすことを許さずして、これに制限を加へるのである。例へば、或る選挙区より三名の議員

の選出せらるゝ場合に於て、選挙人の聯名投票權に制限を加へ、選挙人をしてその投票用紙の上に單に二名の議員候補者の氏名を聯記することを得せしむるに止め、三名の議員候補者の氏名を聯記することを許さざるが如きは、制限聯記法である。

例。選挙区選出議員數 3人		選挙人總數 5000人	
甲黨	乙黨	甲黨	乙黨
選挙人 3,000人	選挙人 2,000人	選挙人 3,000人	選挙人 2,000人
{ A候補者 3,000票	{ X候補者 2,000票	{ A候補者 3,000票	{ X候補者 2,000票
{ B候補者 3,000票	{ Y候補者 2,000票	{ B候補者 3,000票	{ Y候補者 2,000票
甲黨選出議員 A及B 二人(當選)	乙黨選出議員 X及Yの中の一人(當選)	甲黨選出議員 A及B 二人(當選)	乙黨選出議員 X及Yの中の一人(當選)

かくの如き方法が選挙法の上に採用せられてゐるのであるとして、或る選挙区内に五千人の選挙人があり、それが分かれて三千人の選挙人を有する甲黨と二千人の選挙人を有する乙黨の二派となり、その中甲黨の三千人の選挙人は一致してA、Bの二人の候補者に對して聯名投票をなし、乙黨の二千人の選挙人は一致してX、Yの二人の候補者に對して聯名投票をなしたと假定する。さうすると、結局甲黨の推選したA、Bの二人の候補者は各々三千の得票を以て第一位に當選し、これに次いで乙黨の推選に係るX、Yの二人の候補者中、孰れか一人が二千の得票を以て當選するやうになるのであつて、その選挙区より選出せらるべき三名の議員中、二名は多数黨たる甲黨から選出せらるゝけれども、これに對して殘餘の一名の議員は少数黨たる乙黨から選出せらるゝやうになる。従つて少数代表の

主意はこの方法に因つて達せらるゝといふのである。この方法は一八六七年に英吉利の下院議員を選出する若干の選挙区内の選挙に採用せられたけれども、一八八四年に至つて廢棄せられた。

(二) 累積投票法

この方法も前の方法と同じく、一選挙区内から議員数名の選出せらるゝことを豫想するのである。この方法に依るに、選挙人はその選挙区より選出せらるゝ議員定数と同数の投票権を有つてゐるのである。従つて三人の議員の選出せらるゝ選挙区では選挙人は三票の投票権を有つてゐると相異らないのである。さういふ場合に、選挙人は或は投票用紙の上に三人の候補者の名前を列記して各候補者に一票宛の投票を與へることを得る、或は又その三票の投票を一括して特定の候補者に三票を累積して與へることを得る、或は又一候補者に二票、他の候補者に一票の投票を與へることを得るといふのが、累積投票法である。正確にいへば、累積投票法は一選挙区より数名の議員の選出せらるゝことを豫想し、而して選挙人にその選挙区から選出せらるゝ議員の数に等しいだけの投票権を與へ、或はその複数の投票を全く相異つた候補者数名に一票宛分配し、或はその複数の投票全部又はその一部分を一名又は数名の候補者に累積して與へるの自由を選挙人に認めるのである。さういふ方法を用ゐれば、選挙区の選挙に際して少数党派も亦幾分の議員を選出し得る可能性を有するやうになるのである。

例へば、或選挙区の議員定数三人であるとして、その選挙区の甲黨に屬する選挙人は三千五百人であり、これに對する乙黨の選挙人は千五百人であると假定する。さういふ場合に選挙法の上に累積投票法が採用せられてゐるのであるとして、甲黨に屬する三千五百人の選挙人は各その投票用紙の上に

例。選挙区選出議員數 3人		選挙人總數 5,000人	
甲黨	選挙人 3,500人	乙黨	選挙人 1,500人
	A候補者 3,500票		P候補者 3×1,500人
	B候補者 3,500票		4,500票
	C候補者 3,500票		
	甲黨選出議員		乙黨選出議員
	A、B、Cの三人中		P一人
	二人當選		

A、B、Cといふ三人の候補者の名前を列記して、その三人の候補者各自に一票宛投票を分配したと假定する。さうすると、A、B、Cの三人の候補者は各三千五百票の投票を取得するのである。その場合に乙黨の選挙人千五百人も矢張りX、Y、乙の三人の候補者の名前を投票用紙の上に列記して、これに一票宛投票を分配することを得るけれども、さうすれば、乙黨の推選する三人の候補者は、何れも千五百票宛の投票を得るに過ぎないから、何れも少数の得票者として落選することを免れない。然るに、さういふ場合に於て、乙黨に屬する千五百人の選挙人がその各自の有する三票の投票を分割しないで、これを三票宛一括してPといふ一人の候補者に累積して與へたと假定する。さうすると、そのPといふ候補者は乙黨の千五百人の選挙人各自から三票宛の投票を取得し、總計四千五百票の投票を占めて最高點で當選し、

それに次いで甲黨の推選せるA、B、C三人の候補者中、孰れか二人が次點者として當選することになる。従つて累積投票法の行はるゝ場合には、選舉區内の多數黨のみがその選舉區選出の議員を獨占するに至らずして、少數黨も亦少くも一人の議員を選出することを得るやうになるといふのである。この方法は一八七〇年亞米利加合衆國內のイリノイ州の下院議員の選舉に採用せられたのである。

(三) 大選舉區不讓渡單名投票法

この方法も矢張り一選舉區から議員數名の選出せらるゝことを豫想するのであるけれど、この方法の下に於ては選舉人は數名の議員候補者に對して聯名投票を爲すことを得ないのであつて、唯一名の議員候補者に對して投票をなすことを得るに過ぎないのである。若も大選舉區制が行はれて一選舉區内から議員數名の選出せらるゝ場合に於て、選舉人が無制限なる聯名投票をなすの權を有し、その選舉區から選出せらるゝ議員定數全部に對して聯名投票をなすことを得ると假定せば、その選舉區選出の議員は總べて多數黨の人から選出せられて、少數黨は一人の議員をも選出することを得なくなるのである。併し乍らこれに反し選舉法の規定の上に於て選舉區内の選舉に際し、選舉人の投票を與へ得べき議員候補者の數を極端に制限し、選舉人をして議員候補者唯一名に對するの外、他人に對して投票をなすことを得ざらしむることに定めて置くならば、この法律の規定の結果に因つてその選舉區選出の議員全部が必ずしもその區内の多數黨の人に由つて獨占せられないで、少數黨も亦幾分の議員を

選出することを得るの望を有するに至る。これが大選舉區不讓渡單名投票法といふ少數代表法が考へ出さるゝに至つた理由である。この方法は一八八一年の法律に依つてフランス國內の各州の議會の議員の選舉に採用せられたけれども、その後一八九二年の法律に依つて廢棄せられた。併し乍らこの方法は、我國の明治三三年の衆議院議員選舉法及大正八年の選舉法改正法律の下に於ける大選舉區の選舉に採用せられ(この二つの選舉法は大選舉區と小選舉區制とを併用してゐた)又現行衆議院議員選舉法の下に於ける總ての選舉區(所謂中選舉區)の選舉に採用せられてゐる。大正一四年五月に公布せられた新選舉法は小選舉區制度を絶對的に排斥して大選舉區制度(所謂中選舉區制度)を採用し、各選舉區より或は三名、或は四名、或は五名を選出せしむることにしてゐる。併し乍ら各選舉區の選舉に際し、選舉人は數多の議員候補者に對して聯名投票をなすことを得ないのであつて、選舉人はその投票用紙の上には議員候補者唯一名の氏名を記載することを得るに過ぎない。選舉人がその投票用紙の上に二名以上の議員候補者の氏名を記載するならば、その投票は無効となつてしまふ。さういふことにして置くといふと、多くの場合に於ては少數代表の趣旨が達せらるゝのである。

例へば、一選舉區の議員定員三人であり、選舉人の總數が二萬七千人であり、その中甲黨(例、政友會)は一萬七千人の選舉人を有し、乙黨(例、民政黨)は一萬人の選舉人を有すると假定する。その場合に甲黨に於てその黨所屬の選舉人の投票一萬七千票を全部一人の候補者に投ずることにするなら

例。選舉區選出議員數 3人
選舉人總數 27,000人

甲黨(例、政友會)	乙黨(例、民政黨)
選舉人 17,000人	選舉人 10,000人……Lに投票す
第一組 6,000人……Aに投票す	
第二組 6,000人……Bに投票す	
第三組 5,000人……Cに投票す	
甲黨當選 A及B二人	乙黨當選議員 L一人

ことを前提として、大正一四年五月公布の新選挙法はこの方法を採用してゐるのであるけれども、必

ば、甲黨は一萬七千票を以て一人の議員を選出するに過ぎないことになつて、甚だ不得策である。それでその黨の選舉人一萬七千人を三組に分ち、第一組、第二組及第三組の選舉人をして各別々の候補者に對して投票を與へしめたと假定する。さうして第一組の選舉人六千人は一致してAといふ候補者に投票し、第二組の選舉人六千人は一致してBといふ候補者に投票し、第三組の選舉人五千人はCといふ候補者に投票したとする。その場合に乙黨は一萬人の選舉人を有するに過ぎないから、猥りに多數の候補者を立てることを斷念して、一團となつてLといふ候補者一人に投票を集中して與へたとする。さうすると乙黨の推選したLは一萬票の最高點で議員に當選し、これに次いで甲黨の推選したA B二人の候補者は各六千票づつを得て當選する。そこで甲黨二人、乙黨一人の議員を出すことの結果を生じ、選舉區選出の議員は全部多數黨に由つて獨占せらるゝに至らないといふのである(上例參照)。

かういふ具合に多數黨と少數黨との間に適當に議員が分配せらるゝ

ずしもその通りに多數黨と少數黨の間に議員の分配が適當に行はれない場合が幾らも起り得るのである。現に少數黨派の選舉人が一團となつて一人の議員候補者に投票を集中せずして、數多の議員候補者に對して投票を分

與した場合には、少數黨派は相當に多くの選舉人を有するに拘はらず、全く一人の議員をも選出することを得なくなるのである。

例。選舉區選出議員數 3人 選舉人總數 27,000人	乙黨(例、民政黨) 選舉人 10,000人
甲黨(例、政友會) 選舉人 17,000人	第一組 4,900人……Lに投票す
第一組 6,000人……Aに投票す	第二組 4,900人……Mに投票す
第二組 6,000人……Bに投票す	第三組 200人……Nに投票す
第三組 5,000人……Cに投票す	
甲黨候補者 三名全部當選	乙黨候補者 三名全部落選
甲黨(政友會) 選舉人 17,000人：議員3人	乙黨(民政黨) 選舉人 10,000人：議員0人
選舉人 5,666人：議員1人	

例へば、議員三名を選出する選舉區に於て前の例に於けると同じく甲黨(例、政友會)の選舉人が一萬七千人であり、乙黨(例、民政黨)の選舉人が一萬人でありと假定し、且甲黨の選舉人一萬七千人は前の例に於けると同じく三組に分かれ、第一組の選舉人六千人はA候補者に、第二組の選舉人六千人はB候補者に、第三組の選舉人五千人はC候補者に投票したと假定する。さういふ場合に乙黨の選舉人一萬人が一團となつて舉つてL候補者に投票すれば、乙黨も亦少くも一人の議員を選出することを得るのであるけれども、必ずしも選挙法

の上に於てかくの如き場合には、乙黨の選舉人はL候補者に投票することを要すると定つてある譯ではない。それで乙黨側に於てL候補者の外に、M及Nの兩候補者が現はれて來たために、乙黨の選舉人一萬人が三組に分かれ、それが各L、M及Nの三人の候補者に投票を分ち與へるといふやうなことも起り得るのである。今假りに乙黨の選舉人一萬人の中で第一組の選舉人四千九百人はL候補者に投票を與へ、第二組の選舉人四千九百人はM候補者に、第三組の選舉人二百人はN候補者に投票を與へたと假定する、さうすると、その場合には乙黨側の議員候補者三人の得票數は何れも甲黨の議員候補者三人の得票數に及ばないからして、それは何れも當選することを得なくなる。従つてその場合には少數代表の趣旨は少しも行はれないことになる(上例参照)。

加之、この大選舉區不讓渡單名投票法の下に於て、多數黨の選舉人がその投票を適當に議員候補者の間に分配することを誤つた場合に於ては、多數黨が多數の議員を選出せずして少數黨が却つて多數の議員を選挙するやうな結果を生じ得る。例へば、前の場合に於けると同じく、議員三名を選出する選舉區に於て二萬七千人の選舉人があり、その中一萬七千人の選舉人は甲黨(例、政友會)に屬し、一萬人は乙黨(例、民政黨)に屬すると假定する。さういふ場合に甲黨(政友會)の選舉人一萬七千人は三組に分かれ、前の場合に於けると異つて第一組の選舉人八千五百人はA候補者に投票し、第二組の選舉人四千五百人はB候補者に、第三組の選舉人四千人はA候補者に投票したと假定する。これに對し

て乙黨(民政黨)の選舉人一萬人は前の場合に於けると異つて二組に分かれ、第一組に屬する選舉人五

千人はL候補者に投票し、第二組に屬する選舉人五千人はM候補者に投票したと假定するならば、その選挙の結果に依り多數黨たる甲黨からは最高點者たるC候補者一人が議員に選出するのみであつて、他の候補者は全く當選することを得ないが、これに反し少數黨たる乙黨からはL及Mの二人が各議員に選出せらるゝことになるのである。即ち少數黨派が多數黨派よりも却つて多くの議員を選出するのである(上例参照)。

(註一六)

大選舉區不讓渡單名投票法(單記非委議法)の行はれる國に於ては、或る選挙區の選挙に際し多數黨と少數黨との二つの中孰れが多數の議員を選出するかといふことは、兩黨派の實際の勢力、即ちその所屬選舉人の數の多少如何に依つて決定しないで、一にその投票の分配の割合又は選挙競争上に於ける作戦計畫の巧拙如何といふが如き偶然の事實に依つて決定せらる。何がゆゑに大選舉區不讓渡單名投票法の下に於て選舉人の投票が一二の候補者に集中した場合に於て、多數黨及少數黨がその勢力に相當するだけの議員を比例的に選出することを得ないやうな結果を生ずるかといふに、それは、この少數代表法は

例。選挙區選出議員數	3人	乙黨(例、民政黨)	
選挙人總數	27,000人	選挙人	10,000人
甲黨(例、政友會)		第一組	5,000人……Lに投票す
選挙人	17,000人	第二組	5,000人……Mに投票す
第一組	8,500人……Aに投票す		
第二組	4,500人……Bに投票す		
第三組	4,000人……Cに投票す		
甲黨當選議員		乙黨當選議員	
A	一人	L及M	二人
甲黨(政友會)選出議員數と		乙黨(民政黨)選出議員數と	
選挙人數の割合	17,000 : 1人	選挙人數の割合	10,000 : 2人
			5,000 : 1人

無用に多くの投票が特定の候補者に集中した場合に於て、その投票をして選挙人の指定に従つて他の候補者に譲り渡すことを認めないがために外ならぬ。

第三款 比例代表法

上に挙げた三種の少数代表法の採用せらるゝときは、一選挙区の選挙に際し多数党派のみならず、少数党派も亦或る限度に於て若干の議員を選出するの望を有する。併し乍らこの少数代表の選挙方法の下に於ては、一選挙区内の一つの少数党派が他の少数党派に對し又は多数党派に對して、唯漠然とれ丈けかの議員を選出することを得るといふ丈けであつて、少数党派及多数党派がその勢力に比例して相當の数の議員を選出することを得べき確實なる保障がない。例へば、少数代表法の一つたる大選挙区不譲渡単名投票法の下に於て、少数党派が選挙競争の際に於て作戦計畫を誤つて、多数の候補者を擁立してこれに少し宛の投票を分配するときは、これがために少数党派は全く當選人を出すことを得なくなることを免れず、又反對に多数党派の選挙人が一二の候補者に無用に多くの投票を集中せしめたときは、これがために多数党派が少数党派よりも却つて僅かの當選人を出すに過ぎないやうな結果を生ずるのであつて、その結果の不條理であることは上の例に於て述べた通であるが、それと同様なる不都合の結果は制限聯記法の下に於ても又累積投票法の下に於ても起ることを免れない。

少数代表法にはかくの如き缺點がある所からして、この缺點を匡正するの目的を以て近代に至つて

比例代表法が學者及實際家に由つて主唱せらるゝに至つたのであつて、それは少数代表法に一步を進めたものに外ならないのである。それは選挙区内の選挙に際し少数党派及多数党派をして總て均しく同一の標準に基づき同一の割合を以て比例的にその勢力に相當する丈けの議員を選出せしむることを眼目とするものである。併し乍らこの比例代表法は一選挙区から選出せらるべき數多の（二人以上の）議員をその選挙区内の幾多の党派の間に比例的に分配しようとするものであるから、この方法も亦少数代表法と同じく、選挙法が大選挙区制度を採用し、一選挙区より數名の議員を選出せしむる場合に於て、始めて實行せられべきであつて、選挙法が小選挙区制度を採用し、一選挙区より議員唯一名を選出せしむるに過ぎない場合に於ては、到底實行せらるゝことを得ないのである。一選挙区から議員唯一名の外、選出せられない場合に於て、その一名の議員を分割して多数党派及少数党派から一部分づつ比例的に選出せしむることは、全く不可能である。

比例代表法は一八五七年英人トーマス・ヘーヤがこれに關する意見を公表するに及んで、況く學者及實際家の注意を惹起すに至つたものであるけれども、實はヘーヤがその意見を公表する二年許り前に、既に丁抹に於て施行せられてゐたものである。丁抹は最も早く比例代表法を採用した國である。同國は一八五五年國務大臣アンドッレーの主張に基づき、同國の一院制度の議會の一部の議員の選挙にこれを採用し、次いで一八六六年の改正憲法及一八六七年の選挙法に依り引續き同國の上院議員の

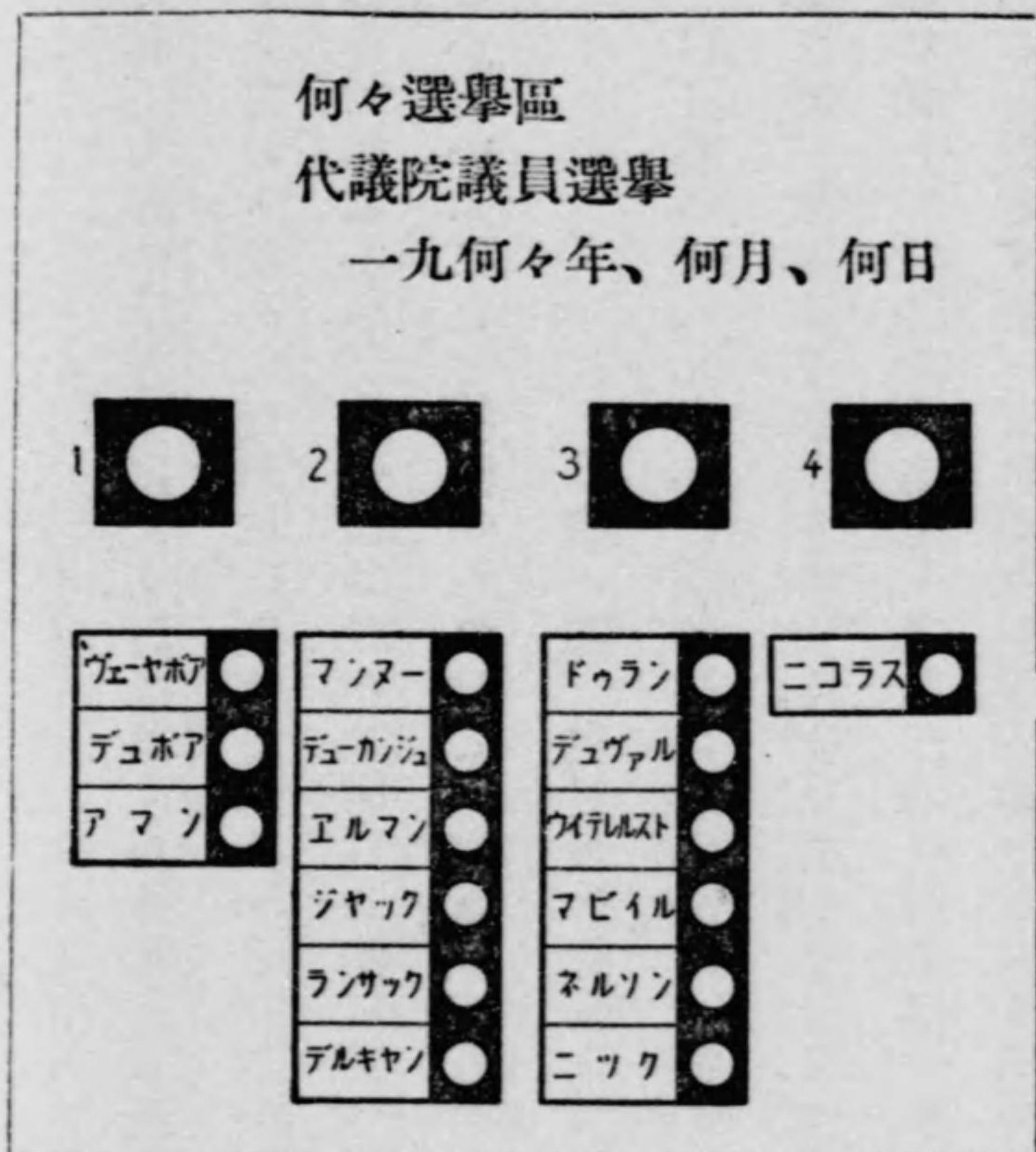
選舉にこれを應用したのである。丁抹に次いで瑞西聯合國內のテッサン州は一八九〇年及一八九一年の法律に依つて同州の國會議員の選舉に比例代表法を採用することを定め、その後漸次瑞西聯合國內の他の多くの州も亦これに倣つてその州の國會議員の選舉にこの方法を採用した。瑞西内の諸州に於て比例代表法の實行せらるゝに至ると共に、白耳義國も亦これに倣ひ一八九九年の法律を以て國會議員の選舉にこれを採用し、これと同年にフィンランドはその議會の議員の選舉にこれを採用し、一九〇九年に及んで瑞典はその國會議員の選舉にこれを採用した。タスマニアは一八九六年及一九〇七年の法律に依り同州の議會の議員の選舉に比例代表法を採用し、南阿聯合自治植民地は一九〇九年の南阿條例に基づきその聯合議會の上院議員の選舉にこれを採用し、愛蘭自由國は一九二二年の憲法に基づき、その下院議員の選舉にこれを採用した。英吉利は一九一八年の下院議員改正選舉法に依り下院議員二名以上を選舉する大學の選舉區の選舉に比例代表法を採用し、和蘭は一九一七年以來、獨逸聯合國は一九一九年以來、瑞西聯合國(瑞西内の各州と異なる)は一九一九年以來比例代表法を聯合國會議員、殊に下院議員の選舉に採用してゐる。その外、世界大戰後に新たに興つたポーランド及ツェッコ・スロヴァキアの憲法などもその國會議員の選舉に比例代表法を採用することを定めてゐる。

比例代表法は今日ではかくの如くに多くの國に於て採用せられてゐるけれども、各國の採用せる比例代表法は必ずしも一樣ではない。併し乍らそれ等の種々の比例代表法に付て一々説明をなすことを得ないから、余はこゝでは比例代表法の例として、白耳義の比例代表法、英吉利の自治領植民地及英吉利の大學の選舉區に於て行はれてゐる比例代表法、瑞西及獨逸聯合國に行はれてゐる比例代表法のことだけを極めて簡単に説明するに止める。この四つの比例代表法の中で白耳義の比例代表法は最も簡單であるから、その白耳義の比例代表法に因つて比例代表法といふものは、大體どういふものであるかといふことを推察せられむことを希望する。

第一項 白耳義の比例代表法

白耳義の一八九九年の國會議員選舉法は、選舉に際し、選舉區内に於ける政黨若は選舉權者團體をして議員候補者名簿を提出せしめ、選舉人をしてその各政黨又は選舉權團體の提出した議員候補者名簿に對して投票をなさしめることにしてゐる。例へば、選舉に際し選舉區内に甲、乙、丙の三黨派があると假定する。これが愈々選舉競争をする場合には、各黨派に於てその選舉に際して自分の黨派から選出せむと欲する議員候補者の氏名を一つの名簿の上に掲げて、これを選舉の期日前に選舉事務局に届け出づることを要する。選舉事務局は各政黨の届け出た議員候補者名簿を投票用紙の上に印刷し、その候補者名簿を印刷した投票用紙を選舉當日選舉人に交付し、選舉人をしてその投票用紙上の孰れか一つの候補者名簿に對して投票をなさしめるのである。我國の選舉法の規定に依ると、選舉人は投票所で白紙の投票用紙を貰ひ受け、それに議員候補者の名前を書いて投票をすることになつてゐる。

る。併し乍ら今日多くの國は選舉人をして被選舉人の氏名を投票用紙に自書せしむるの制度を採用してゐない。議員候補者の名前を選舉期日前に届け出でさせしめて、その氏名を投票用紙の上へ印刷し、選舉人をしてその投票用紙上の候補者の氏名の側に一定の符號（例へば○印又は×印）を施して、投票をなさしむることにしてゐるのである。白耳義も亦そんな方法に因つて選舉人をして投票用紙をなさしむることゝしてゐるのである。白耳義の投票用紙は次のやうな體裁を具へてゐる。



第一號の名簿は甲黨の候補者名簿であり、第二號、第三號、第四號の名簿は乙、丙、丁の諸黨の議員候補者名簿である。各黨の名簿中片假名を以て記載せるのは議員候補者の氏名である。
議員候補者の氏名の後及其の氏名の上にある鳩の巢の穴の如きものは投票記入欄である。選舉人にして或る候補者に投票せむとする者は、その候補者の氏名の後にある白點を黒くするのである。

そこで或る選舉區の選舉に際し、その選舉區から選出せらるべき議員の定數を三名と假定し、さうしてその選舉區内には甲、乙、丙の三黨派があると假定する。各黨派は自分の黨派から選出せむとする議員候補者名簿を作成して選舉の期日前に選舉事務局へ提出することを要する。甲黨はA、B、Cの三人を議員候補者として届け出で、乙黨はL、M、Nの三人を議員候補者として届け出で、丙黨はX、Y、Zの三人を議員候補者に届け出でたと假定する。さういふ場合に選舉人は、この三黨派の提出せる議員候補者名簿中、孰れか一つの名簿の上に掲げてあるどれか一人の議員候補者に對して唯一票の投票を與へることを得るのである（單名投票主義）。例へば、選舉人は、或は甲黨の名簿中のA候補者に一票の投票を與へることを得るし、或は又その代りに乙黨の名簿中のB候補者に、或は丙黨の名簿中のXに一票を與へることを得るのである。併し乍ら白耳義の選舉法に依るに、一人の選舉人が或る黨派の一人の候補者に一票を與へるときは、それと同時にその候補者の屬する名簿（議員候補者名簿）も亦一票を得たものと看做されるのである。従つて甲黨の選舉人百人が甲黨の議員候補者名簿に掲げらるゝA候補者に一票宛投票をなしたりとせば、これに因つてそのA候補者は百票の投票（個人所屬投票）を取得するが、それと同時にそのA候補者の所屬する甲黨の名簿自身も亦百票の投票（名簿所屬投票）を取得したものと看做され、又乙黨の選舉人五十人が乙黨の名簿に掲げらるゝL候補者に一票宛投票をなしたりとせば、これに因つて乙候補者は五十票の投票（個人所屬投票）を取得する

が、それと同時にそのL候補者の所屬する乙黨の候補者名簿自身も亦五十票の投票(名簿所屬投票)を取得したものと看做さるのである。

さういふ場合に三黨派をして三箇の議員候補者名簿を提出せしめ、選舉人をしてその三箇の名簿中孰れか一つに對して投票をなさしめたとして、甲黨の候補者名簿にはA、B、Cの三人の候補者の氏名を書いてあるが、その名簿は總計千五百五十票の投票を取得し、乙黨の候補者名簿にはL、M、Nの三人の候補者の氏名を書いてあるが、その名簿は總計七百五十票の投票を取得し、丙黨の候補者名簿にはX、Y、Zの三人の候補者の氏名を書いてあるが、その名簿は總計七百票の投票を取得したと假定する。さういふ場合にこの三黨派の候補者名簿の取得した投票数の多寡に應じて各黨派の間に代

議士の地位を分配するがために、白耳義の選舉法は次に述べるが如き方法を採用してゐる。この方法は白耳義國のガンの大學の數學教授ドントの發明した方法である所からして、その方法はドントの比例代表法と稱せられてゐる。それは次に述べるやうな手續に因つて議員の地位を各政黨の候補者名簿の間に分配せむとするのである。

	甲黨名簿	乙黨名簿	丙黨名簿
1	1550票(1)	750票(3)	700票
2	775票(2)	375	350
3	516	250	233

上の例に挙げたやうに、甲黨候補者名簿、乙黨候補者名簿及丙黨候補者名簿が千五百五十票、七百五十票及七百票を得たとすると、選舉區の選舉事務局はその各黨派

の候補者名簿の得票数を順次に列べて、それを先づ一を以て割る(除すること)を要する。それを幾ら割つて(除して)見ても、その商(答)は結局前と同じく千五百五十、七百五十、七百である。次ぎにはその各黨派の名簿の得票数を二で割つて七百七十五、三百七十五及三百五十といふ商を求め、三度目にはその各黨派の得票数を三で割つて五百十六、二百五十及二百二十三といふ商を求めるのである(前頁の表参照)。若も選舉區から選出せらるゝ議員の定数が三名であるならば、各黨派の候補者名簿の得票数を順次に、一、二、三で割つて商を求めるのである(議員定数が四であるならば、各黨派の候補者名簿の得票数を順次に、一、二、三、四で割つて商を求めるのである。以下それに倣ふのである)。この手續に依つて商を求めた上で、その商を大きさの順序に従つて段々に排列して、その數多の商の中から大なる商を第一に選り出し、第二にはその次ぎの商を選り出し、第三にはその次ぎの商を選り出し、その選り出した商の數がその選舉區から出る議員定數と同じくつたときには、最早それ以上に別に商を選り出さず、その最終に選り出した商を議員分配率(又は共同分母)となし、その數を標準として各黨派の候補者名簿からどれだけの議員を選出すべきかを決定するのである。

それを、もう少し委しく説明すれば、斯ういふことになる。甲黨、乙黨及丙黨の候補者名簿の得票数を順次に一、二、三で割ると、その答として千五百五十、七百五十、七百、七百七十五、三百七十五、三百五十、五百十六、二百五十、二百三十三といふ商が出て来る。その數多の商を大さの順に従

つて、千五百五十、七百七十五、七百五十、七百、五百十六といふ風に排列し、その數多の商の中から、第一には一番大きな商千五百五十を選び出し、第二にはその次ぎの商七百七十五を選び出し、第三にはその次ぎの商七百五十を選び出すことを要するが、それ以上には別に商を選び出すには及ばない（選挙區から議員三名が選出せらるゝのであるから、三箇の最も大なる商を選び出すことを要するが、それ以上に尙多くの商を取り出すには當らないのである）。さうしてその最後に選り出した七百五十といふ商を議員分配率（共同分母）として、それで以て各黨派の候補者名簿の得票數たる千五百五十、七百五十、七百を割つて、各黨派の候補者名簿の得票數がその議員分配率の何倍に當つてゐるかを見て、その各黨派の候補者名簿が、その議員分配率（共同分母）に對して有つてゐる倍數に等しい丈の議員を各黨派の候補者名簿の中から選出せしむるのである。

上の例の場合に於けるやうに、七百五十票を以て議員分配率であると假定すると、第一にはその七百五十票を以て甲黨の候補者名簿の得票數一千五百五十を割ることを要するのである。さうすると、その答（商）として二が出て、後に少し分數が残るのである。次ぎには議員分配率たる七百五十票を以て乙黨の候補者名簿の得票數七百五十を割ると、一といふ答（商）が出る。終りに七百五十を以て丙黨の候補者名簿の得票數七百を割ると、その答は一以下であつて取るに足らぬ。かくの如くにして、甲黨の候補者名簿は議員分配率（七百五十）に二倍する丈の得票を有つてゐるから、二人の議員を選出し、

乙黨の候補者名簿は議員分配率に一倍する丈の得票を有つてゐるから、一人の議員を選出するが、これに反し丙黨の候補者名簿は議員分配率未滿の得票數を有つてゐるに過ぎないから、それはコマ以下として議員を出すことを得ないことになるのである。即ち、この方法を用ひるときは、千五百五十の得票を有する甲黨名簿は二人の議員を出だし、七百五十の得票を有する乙黨名簿は一人の議員を出だすことになるから、それは比例的であり且公平であるといふのである。

甲、乙、丙の三黨派の候補者名簿の間に議員を分配する手續は、こゝに述べたやうに、詳細に選挙法の條文に書いてあるけれども、さういふ面倒なことを書いてなくても、常識で考へて見れば、甲、乙、丙の三黨派の候補者名簿の間に三人の議員を分配する場合には、結局今述べたやうに、これを分配するの外はないのである。こゝに千五百五十票を得た甲黨派と、七百五十票を得た乙黨派と、七百票を得た丙黨派があると假定して、その中から三人の議員を出すべきものなりとせば、第一番目の議員は無論千五百五十票（最多數の投票）を有つてゐる甲黨派から出だすべきのが當然である。それから第二番目の議員をどの黨派から出だすべきであるかといふに、それを乙黨派又は丙黨派から出すことにすれば、乙黨派は七百五十票に付いて一人の議員、丙黨派は七百票に付いて一人の議員を選出することになる。これに反しその第二番目の議員を甲黨派から出すことにすると、甲黨派は千五百五十票に付二人の議員を出だすことになるのであつて、平均すれば、甲黨派は七百七十五票に付一人の議員

を選出することになる。従つて第二番目の議員を甲黨より選出する方が、それを乙黨又は丙黨より選出するよりも公平である。終りに第三番目の議員を何れの黨派から選出すべきかといふに、どうしても乙黨派からそれを選出するのが順當である。若もそれを甲黨から選出することにするならば、甲黨は千五百五十票に付三人の議員を出すことになるから、平均すれば、五百十六票に付一人の議員を選出することになる。又第三番目の議員を丙黨から選出することにするならば、丙黨は僅かに七百票で以て一人の議員を出すことになる。従つてそれは七百五十票を得た乙黨より出すのが至當であるといふことになる。併し乍らかくの如くに常識で以て決定して行くことを、何とか法律の明文の上に適當に書き上げなくてはならぬ。それで選舉法は手取速く各黨派の候補者名簿の得票數を一、二、三等で割つて(除して)商を求め、その多くの商の中から議員定數と同數の商を別に選り出すこととなし、最も大なる商から選り始めて、次第に次の商を選り出し、その最後に別に選り出した商を以て議員分配率(共同分母)となし、各黨派の候補者名簿の得票數がその議員分配率の何倍に當つてゐるかを算出し、それに依つて各黨派選出の議員數を決定するといふ規定を設くるに至つたのである(註一七)。

(註一七) 上の例の場合に於ては議員分配率(共同分母)に該當する商(七五〇)が唯一箇の候補者名簿(乙黨の候補者名簿)の中にあるだけであるけれども、それと異り、各黨派の議員候補者名簿の選舉に際して取得した投票を1、2、3、4等の數字を以て除して議員分配率(共同分母)を求めた場合に於て、その議員分配率に該當する商が二以上の政黨の候補者名簿中に存在することもあり得る。その場合にはその數多の政黨の候補者名簿中、比較的數多の得票數を有する名簿のみをして、その議員分配率(共同分母)に基づき一人の議員を選出せしめるのであつて、その他の政黨の名簿よりは、右の議員分配率(共同分母)に基づいて議員を選出せしめないものである。又數多の政黨の候補者名簿が孰れも皆一様に、議員分配率に等しいだけの得票數を有し、それが各その議員分配率に基づき一様に一名宛の議員を選出すべき有様となつたときには、それ等の同點の數多の候補者名簿中、最も多くの投票を取得した候補者又は最も年長の候補者を有する名簿をして、その議員分配率に基づき一名の議員を選出せしめるのである。

さういふ具合にして甲黨の候補者名簿より二人の議員、乙黨の候補者名簿より一人の議員が選出せらるゝことになるといふと、それに次いで、更に甲黨の名簿の内部に於てその甲黨のA、B、C三人の候補者中何れを先きに當選せしむべきか、又乙黨の名簿内部に於てその乙黨のL、M、Nの三人の候補者中何れを先きに當選せしむべきかといふ問題が起るのである。選舉法はその問題を決定するために規定を設けてゐる。議員分配率(共同分母)を基準として、各黨派の候補者名簿の選出すべき議員數の決定した後、或る政黨の議員候補者名簿の推選せる議員候補者の數が、その名簿中より選出せらるべき議員數に等しいときは、その名簿の上に掲げらるゝ議員をして總てその儘に議員に當選せしむるのである。これに反し或る政黨の議員候補者名簿の推選せる議員候補者の數が、その名簿中より選出せらるべき議員の數を超過するときは、各候補者の得票の多寡如何に因つて各自の當選の順序を定めるのであり、或る政黨の名簿中の數多の候補者の得票數が同一なる場合には、その各候補者のその名簿上に掲げらるゝ順序の先後如何に因つてその當選の順序を定めるのである(註一八)。

(註一八) 選舉人は或る政黨の候補者名簿に掲げらるゝ議員候補者に對して投票をなすに當つては、大體二つの方法孰れか一つに依

ることを得る。

その一として、選挙人は特定の政黨の候補者名簿中に掲げらるゝ議員候補者をして、その名簿の指定する順序に従ひ、順次に當選することを得せしむるがために、これに對して名簿の順序に従ふ投票をなすことを得る。選挙人がこの種類の投票をなすときは、その投票は第一位にはその特定の名簿の上に掲げらるゝ第一位候補者の得票に計算せられるけれども、これが選挙法の定むる一定の數（議員分配率）以上の投票を得た場合に於て、順次に次位の候補者に譲り渡されてその得票に計算せらる。

その二として、選挙人は特定の政黨の候補者名簿中に掲げらるゝ數多の議員候補者中の特定の一人のみをして議員に當選せしめむがために、これに對して指名投票をなすことを得る。選挙人がこの種の投票をなすときは、その投票はその特定の議員候補者の得票となるに止まり、他の議員に譲り渡されてその得票に計算せらるゝことはない。

選挙人が名簿の順序に従ふ投票をなすに當つては、投票用紙（四〇〇頁掲載の投票用紙雛形参照）中、その特定の政黨の議員候補者名簿の上部に設けらるゝ投票記入欄に、投票賦與の記號を施すのである。即ち、その名簿の上部に設けらるゝ白色の丸い部分（鳩の巢の穴）を黒く塗抹するのである。これに反し選挙人が指名投票をなすに當つては、投票用紙中、特定の政黨の議員候補者名簿の上部に設けらるゝ投票記入欄には投票賦與の記號を施さず、唯その特定の議員候補者の氏名の側にある投票記入欄に投票賦與の記號を施すのである。即ち、その特定の候補者の氏名の側にある白色の丸い部分（鳩の巢の穴）を黒く塗抹するのである。

かくの如くに選挙人の議員候補者に對して賦與する投票の中には二種の區別があるから、或る政黨の候補者名簿に屬する個々の候補者の得票總數を決定するに付ては、それが選挙に際し取得した指名投票及名簿の順序に因る投票を合算しなければならぬ。而してその得票總數の多い候補者が得票總數の少い候補者に先んじて議員に當選するのである。

これが白耳義の一八九九年の選挙法の採用せる比例代表法の要點の説明である。斯ういふ方法を採用するといふと、各選挙區に於て多數黨と少數黨とが對立せる場合に於て、多數黨は無論相當の議員

を選出するが、それと同時に少數黨も亦同じ割合を以て若干の議員を選出することになる。一つ一つの選挙區内に於て多數黨と少數黨とがかくの如くにしてその勢力に比例して議員を出だすことになるならば、全國に於て幾多の選挙區ある場合に於て、各黨派は同じい割合で以て總ての選挙區から若干宛の議員を選出し得るやうになる。多數黨は無論國會議員に多數の議員を出だすであらうが、少數黨もその勢力に比例して若干の議員を出だすことになるから、國の中に於て多數黨派及少數黨派が各その勢力相當の議員を國會議場に選出して來るといふ結果を生ずるのである。

第二項 英吉利本國及自治領植民地の比例代表法

英吉利本國及自治領植民地に行はるゝ比例代表法を稱して大選舉區讓渡單名投票法（單記委讓法）と謂ふ。それは一八五七年にトーマス・ヘーヤの主張した方法である。そのヘーヤの主張した方法は多少改良せられて一九〇七年のタスマニアの選挙法に依つて同州の議會議員の選挙に採用せられ、一九〇九年の南阿條例に基づき英領南阿自治植民地の聯合議會の上院議員及各州會の行政委員會委員の選挙に採用せられたのである。加之この方法は一九一八年の英國下院議員改正選挙法に依り、英國の大學から選出せらるゝ下院議員の選挙に採用せられ、一九二二年の愛蘭自由國憲法に依り愛蘭自由國（南部愛蘭）議會の議員の選挙に採用せられてゐる。この比例代表法の要點は次の通りである。

一。この大選舉區讓渡單名投票法は、大選舉區制度が實行せられて、一選挙區より議員數名の選出

せらるゝことを豫想し、さうして選舉に際し選舉區内の選舉人のなした有効投票總數を、その選舉區から選出せらるべき議員數に一を加へた數を以て除して商を求め、その商に更に一を加へたものを以て當選標準數とするのである。その選舉區に於て議員に當選する者は必ずその當選標準數に等しいだけの投票を取得することを要するが、これと同時に當選人がその當選標準數を超過する投票を取得してそれをその儘に自己に留保することを許さないものである。例へば、議員三名を選出する選舉區に於て選舉人が四千票の有効投票をなしたと假定すれば、その選舉區選出議員の當選標準數は一千〇一票 $\left(\frac{4000}{3+1} + 1 = 1001\right)$ である。この一千〇一票(一〇〇一票)がこの場合に於て議員候補者が當選するに當り必ず取得しなければならない必要數である。それだけの得票ある議員候補者は當選人となることを得るけれども、これに達するだけの投票を取得せざる議員候補者は全く當選人となることを得ないのである(註一九)。

(註一九) 何がゆゑに選舉區内の選舉人のなした有効投票總數を、その選舉區から選出せらるべき議員數に一を加へた數を以て除して商を求め、その商に更に一を加へたものを以て當選標準數とするのであるかといふに、それは斯ういふ譯である。例を以てこれをいふと、議員一名を選出する選舉區に於て議員候補者が當選するに付ては、その者に於てその選舉區内の選舉人のなした有効投票の過半數を取得してゐれば、それで充分である。特定の議員候補者がその選舉區に於て有効投票の過半數を取得してゐるならば、その外に何人もその選舉區に於て同一選舉に際し、それ以上の投票を取得することを得ないから、結局その議員候補者を當選人と定むべきのが當然である。即ち、議員一名を選出する選舉區に在つては、當選標準數は、選舉人のなした有効投票總數を、二、即ち、その

選舉區から選出せらるゝ議員の數(即ち、一)に一を加へたる數を以て除し、依つて得た商に一を加へたるものであれば充分である。これと同一の理由に依り議員二名を選出する選舉區に於ては、當選標準數は、選舉人のなした有効投票總數を、三(即ち、議員數二に一を加へた數)を以て除し、依つて得た商に一を加へたものであれば充分である。それを當選標準數と定めるならば、その選舉區の同一選舉に際し、唯二名の候補者がその當選標準數に等しい投票を取得して當選することを得るだけであつて、それ以上に他の候補者がその當選標準數に等しい投票を取得することは絶對的に不可能である。議員三名を選出する選舉區に於ては、當選標準數は、選舉人のなした有効投票總數を四(即ち、議員數三に一を加へたるもの)を以て除し、依つて得た商に一を加へたものであれば充分である。さういふ所からして概括的に當選標準數は、選舉區の選舉に際し選舉人のなした有効投票總數を、その選舉區より選出せらるべき議員數に一を加へたものを以て除し、依つて得た商に一を加へたものであれば、宜ろしいといふ理論を生ずるのである。

二、大選舉區讓渡單名投票法は、選舉人に結局議員候補者唯一名に對して投票をなすの權を與ふるに過ぎないのであるけれども、普通の單名投票法(大選舉區不讓渡單名投票法)と異なり、選舉人をして、選舉に際しこれが第一次に推選せむとする候補者の外に、更に第二次又は第三次に推選せむとする若干の候補者を指定することを得せしむるのである。即ち、この方法を採用する國は、通例選舉區内の政黨又は一定の數以上の選舉權者團體をして、選舉に際しその自から推選せむとする議員候補者の氏名を選舉前に選舉長に届け出せしめ、選舉長をしてこれ等の議員候補者の氏名を投票用紙に印刷してこれを選舉人に交付せしめ、選舉人をして選舉に際しその投票用紙上の數多の候補者中、これが第一次に投票を賦與せむとする候補者の氏名の側に1(一)なる數字を記入せしめ、これが第二次又は第三次に投票を賦與せむとする候補者の氏名の側に2、3(二、三)等の數字を記入せしめ、これに

因つて以て選舉人の各候補者に對して投票を賦與せむとする順序を指定せしむるのである。
 選舉人が投票用紙上の特定の候補者の氏名の側に、1(一)なる數字を記入するときは、その投票はその候補者の取得すべき第一位の投票と認められ、その者はその投票に因つて直に一票を取得するが、これに反し選舉人が特定の候補者の氏名の側に2又は3(二又は三)なる數字を記入するときは、その投票はその候補者の第二位又は第三位に取得すべき投票と認めらるゝのであつて、それは直にその者の得票には計算せられないのである。それは第一次には他の候補者の得票に計算せられ、その上で條件にて第二次又は第三次に於てその者の得票に計算せらるゝのである。

この方法に依る投票用紙は、上の圖のやうな形を具へるのである。
 選舉人はその投票賦與の順位記入欄に1、2、3等の數字を記入するのである(註二〇)。

議員の氏名	候補者の氏名	投票の順位	賦與の欄
A			1
B			2
C			
X			
Y			
Z			3

(註二〇) 大選舉區讓渡單名投票法が選舉人に第一候補者の外に、第二及第三の候補者を指定するの權を認め、一候補者の取得した超過投票を他の候補者に譲り渡すことを認める。所以は、一つには、選舉人の投票が當選標準數以上に限り多く一候補者に集中し、その結果として他の候補者が當選標準數に達するだけの投票を取得すること能はずして落選するに至るのを防がむが爲めである。又一つには、それは選舉人の投票が到底當選の見込なき候補者に固着して充分の效力を顯はさず、却つて比較的當選の望の多い他の候補者の當選を阻害する弊害の起るのを除かむがためである。

少數代表法の一種たる大選舉區讓渡單名投票法(新選舉法が總ての選舉區に於て採用する方法)の下に於ては、選舉人が一二の候補者の上に必要の程度を超えて濫りに多くの投票を集中せしめた場合に於て、その投票がその候補者と同一の黨派に屬する他の候補者に譲り渡されないのである。選舉人が到底當選の見込なき候補者に投票を賦與した場合に於て、その投票はその候補者に固着して他の候補者に譲り渡されることはない。これがために選舉に際し多數黨派の選舉人が一二の候補者の上に濫りに多くの投票を集中し又は當選の見込の少い多くの候補者の上に投票を分與した場合に於ては、多數黨派が少數黨派よりも却つて少數の議員を選出するに過ぎない結果を生ずる。又反對に少數黨派の選舉人がこれと同一の行爲をなした場合には、その少數黨は唯一二の議員を選出し得るのみであつて、その勢力に比例するだけの相當の議員を選出することを得ないやうな結果を生ずる。この缺點を補はむがために、大選舉區讓渡單名投票法は、選舉人の投票の濫りに多く一候補者の上に集中し又は無益にこれに固着せむとする場合に於て、その投票を選舉人の指定に従つて他の候補者に譲り渡すことを認めてゐるのである。

三、選舉に際し特定の候補者が選舉人より當選標準數と同數又はそれ以上の第一位の投票を取得したときは、その者を當選人と定め、その當選標準數を超過する殘餘の投票を、右の第一候補者に次いで投票を取得すべき第二位の候補者に譲り渡して、これをその者の取得した第一位の投票(原投票)に加算するのである。かくの如くにしてその第二位の候補者がこれに因つて當選標準數と同數又はそれ以上の投票を取得するときは、これを當選人と認め、その當選標準數を超過する殘餘の投票を、その第二位の候補者に次いで投票を取得すべき第三位の候補者に譲り渡して、これをその者の取得した第一位及第二位の投票に加算し、以下その例に倣ふのである。當選標準數を超過するの投票を取得した候補者數名ある場合に於ては、最も多くの超過投票を有する候補者の超過投票を第一に次位候補者に

譲り渡すのである。

四、かくの如くに當選標準數以上を取得した若干の候補者の超過投票全部を、次位の候補者に譲渡してその投票に加算するも、尙その選舉區から選出すべき法定議員數と同數の當選人を得ること能はざるときは、當選標準數に達するだけの投票を取得するに至らない候補者中、得票最も少き者を候補者中より除斥し、その得票全部を、その者の次位の候補者(次位投票の指定を受けた人)に譲渡してその投票に加算し、その加算に因つて當選標準數と同數又はそれ以上の投票を得た者を當選人と定め、選舉區選出の法定議員數と同數の當選人を得るに至る迄、引續いて同一の手續を行ふのである。

五、大選舉區讓渡單名投票法は、當選標準數一個に付議員一人を選出せしむるのであり、且一黨派の推選した一候補者が當選標準數を超過するの投票を取得した場合に於て、その超過投票を選舉人の指定に従ひ、同一の黨派の他の候補者に譲り渡すことを認めてゐるのである(尤も選舉人は第一位の候補者の屬する黨派と異つた他の黨派の候補者に次位投票を與へることにしても妨げない)。従つて選舉に際し選舉區内の各黨派が各々候補者を選定して選舉競争をなす場合に於て、各黨派(一つ宛の黨派)所屬の候補者全員の取得した投票總數と右の當選標準數とを比較し、各黨派所屬の候補者全員の取得した投票數がその當選標準數の何倍に當るかを見れば、それに因つて各黨派(一つ宛の黨派)の選出すべき議員の數が決定する。換言すれば、各黨派(一つ宛の黨派)所屬の候補者全員の取得した投票數

が右當選標準數に對して有する倍數の多寡に従つて各黨派は比例的に議員を選出することを得る。例へば、當選標準數に二倍するだけの投票を取得した黨派は二人の議員を選出し、その當選標準數の一倍に等しい投票を取得したに過ぎない黨派は一人の議員を選出する。従つて比例代表の趣旨はこの方法に因つて貫徹せらる。

六、今議員三名を選出する選舉區の選舉に大選舉區讓渡單名法が行はれ、且その選舉に際し甲乙兩黨が選舉競争をなし、甲黨選舉人はA、B、Cの三候補者を推選し、乙黨選舉人はX、Y、Zの三候補者を推選したと假定する。この場合に於て選舉長は投票の終了すると共に、第一の手續として投票函を開き、選舉人が投票に際し1(一)なる數字を記入して以て第一位に推選した種々の候補者(第一位の候補者)を區別の標準となして、全投票を分類し、A、B、C、X、Y、Zの六名の候補者各自が取得した第一位の投票の數を決定しなければならぬ。その計算の結果として右六名の候補者が各別に取得した第一位の有效投票數並にこれが全體として取得した第一位の有效投票數が次の通りであつたと假定する。

A候補者の側に1(一)の數字を附した投票用紙	1801票
甲黨 B (Aを第一候補者とす投票)	350票
C	計2451票
乙黨 X	300票
Y	
Z	

X候補者の間に1(一)の数字を附した投票用紙	820票
(Xを第一候補者とする投票)	500票
計	1540票
乙黨 Y	
Z	220票

投票用紙總數(全部有效と看做す)

4,000票

かくの如くにその選挙に際し選挙人のなした有効投票總數が四千票であると假定せば、當選標準數はその有効投票總數をその區より選出すべき議員數三に一を加へた數、即ち、四を以て除し、依て得た商に一を加へたのでなくてはならぬ。即ち、當選標準數は一千一票 $(\frac{4000}{3+1} + 1 = 1001)$ である。そこで上に掲げた六名の候補者中、A一人丈はこの當選標準數以上の第一位の投票を有つてゐるから、それは第一に當選人となることを得る。併し乍らこの場合にA候補者の取得した第一位の投票數は一千八百一票であつて、當選標準數は一千一票であるから、結局Aは八百票の超過投票を有する譯である。故に選挙長は第二の手續としてA候補者に屬する右の八百票の超過投票をAに次いでその投票を取得すべき第二位の候補者に譲り渡さなければならぬ。

このAの超過投票八百票を第二位の候補者に譲渡す場合に於て、Aを第一位の候補者とする一千八百一票の投票中、何れの投票を第二位候補者に譲り渡すことにすべきかといふに、それに付ては種種の方法がある。その方法の中には完全なものもあるけれども、その正確な方法に依つてAの超過投票を第二位の候補者に譲り渡すこととして説明をするといふと、説明が非常に煩雜になつて却つて分かり悪くなると思ふ。それで至つて不完全ではあるが、最も簡單なる方法に因つてそのAの超過投票を次位の候補者に譲り渡すものとして説明をする。即ち、上のやうな場合には、Aを第一候補者とする投票用紙一千八百一枚を集めて(B、C又はX等を第一位の候補者とする投票用紙と全然區別して)一把となし、その一把となつた一千八百一票の投票用紙の中で、比較的最も上部に積み重ねられてゐる投票用紙八百票を別に選り出だして、これをその投票用紙の指定する通りに、或はBに、或はCに、或はZ等の第二候補者に譲り渡すものと假定する。その場合にはその八百票の投票だけを次位候補者に譲り渡し、殘餘のA候補者の一千一票の投票は、A候補者が當選するがために必要な投票として、A候補者のために留保して置いて、何人にも譲り渡さないのである。

Aの超過投票八百票中、若干の投票は甲黨のBを第二位の候補者と定め、若干の投票は甲黨のCを第二位の候補者とし、若干の投票は乙黨のZを第二位の候補者と定めてゐたと假定し、その次位候補者指定の具合は次の如くであつたとする。

Aの超過投票800票中

618票は.....	甲黨のBを第二候補者と定め	(A(1) B(2))
132票は.....	甲黨のCを第二候補者と定め	(A(1) B C(2))

$$\left. \begin{array}{l} \text{A} \dots (1) \\ \text{B} \\ \text{C} \\ \text{X} \\ \text{Y} \\ \text{Z} \dots (2) \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{甲票} \\ \text{乙黨のZを第二候補者と定む} \end{array}$$

この場合には、選舉長は選舉人の指定に従ひ、Aの超過投票八百票中、六百四十八票をB候補者に譲り渡し、これをBの第一位に取得した原投票に加算し、これと同じく百三十二票及二十票をC候補者及Z候補者に譲り渡し、これをC及Zの第一位に取得した原投票に加算することを要する。この投票譲渡の結果に依り、B、C、X、Y、Zは次の如き得票を有するに至る。

原投票	譲受投票	總得票
B.....350+	648	= 998
C.....300+	132	= 432
X.....820+	0	= 820
Y.....500+	0	= 500
Z.....220+	20	= 240

かくの如くに、A候補者の超過投票八百票を選舉人の指定に従ひ、B、C、Zの三名の候補者に譲り渡して見ても、孰れも尙未だ當選標準數(一〇〇一票)に達するだけの投票を取得するに至らない。即ち、當選人はA候補者一人丈けであつて、當選人二名の不足せることは、八百票の超過投票譲渡前

に於けると少しも異なる。然るにこの場合には、A候補者の外に、超過投票を有する候補者は全く存在してゐないから、Aの超過投票八百票の外には、次位候補者に譲り渡すべき超過投票なるものは全く存在しない。従つて選舉長は第三の手續として、當選標準數に達するだけの投票を有せざる數名の候補者中、得票最も少きがために到底當選の望なき者を候補者中より除斥し、選舉人の指定に従ひ、その者の次位候補者(次位投票の指定を受けた人)にその投票を譲り渡すことを要する。上の例に於てはZの得票が最も少ないから、その投票を他の候補者に譲渡することを要する。

Zの二百四十九票の得票中、若干票はBを次位候補者とし、若干票はXを次位候補者とし、若干票はYを次位候補者と定めてゐたものと假定し、その次位候補者指定の具合は次の通りであつたとする。

Zの240票(原投票220+譲受投票20票)中

$$\left. \begin{array}{l} \text{A} \dots (1) \\ \text{B} \dots (3) \\ \text{C} \\ \text{X} \\ \text{Y} \\ \text{Z} \dots (2) \end{array} \right\} \begin{array}{l} 20 \text{票はBを次位候補者と定む} \\ \\ \\ \\ \\ \end{array}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{A} \\ \text{B} \\ \text{C} \\ \text{X} \dots (2) \\ \text{Y} \\ \text{Z} \dots (1) \end{array} \right\} \begin{array}{l} 200 \text{票はXを次位候補者と定む} \\ \\ \\ \\ \\ \end{array}$$

$$\left(\begin{array}{c} A \\ B \\ C \\ X \\ Y \dots (2) \\ Z \dots (1) \end{array} \right)$$
 29票をYを次位候補者と定む

このZの二百四十九票の得票中、二十票、二百票及二十九票を選挙人の指定に従ひ、順次にB、X、Yの三候補者に譲り渡し、これを右三候補者の既に取得した投票に加算すると、その結果は次の如くなる。

既得投票	Zより譲り受けた投票	總投票
B.....998	+ 20	= 1018
O.....432	+ 0	= 432
X.....820	+ 200	= 1020
Y.....500	+ 29	= 529

斯ういふ手續に依つてZの投票をB、X及Yの三候補者に譲り渡すならば、これに因つて少くもB(一〇一八票)及X(一〇二〇票)の兩名は當選標準數以上の投票を取得して共に當選人となることを得るやうになる。而してA候補者の外に、B及X兩候補者の當選人となると共に、その選挙區選出の議員全部が決定するから、これに因つて選挙の手續は終了する。

この例に於てA、B、Cの三人を議員候補者に公認した甲黨は、その黨所屬の選挙人がその黨公認の候補者に對して與へた第一位投票總數二千四百五十一票(Aを第一位候補者とする投票一千八百〇

一票、Bを第一位候補者とする投票三百五十票及Cを第一位候補者とする投票三百票を合計したるもの)に對して二名の議員を選出し、これに反し乙黨はその黨所屬の選挙人がその黨公認の候補者に對して與へた第一位投票總數一千五百四十九票(Xを第一位候補者とする投票八百二十票、Yを第一位候補者とする投票五百票及Zを第一位候補者とする二百二十九票を合計したるもの)に對して一名の議員を選出することになるから、大體に於て甲乙兩黨はその勢力に比例して相當の議員を選出することになる。従つてこの方法に因つて比例代表の趣旨は貫徹せらるゝことを得るのである。(註二一及三三)

(註二二) こゝに掲げた例は、英吉利の比例代表法學者たるハンフレース氏が英吉利流の比例代表法の運用を示すために、その著「比例代表法(一九二一年)一三八—一四〇頁に掲げてゐる設例の一つである。

(註二三) 上の例の場合に於てA候補者の一八〇一票の投票中より八〇〇票の超過投票を次位の候補者に譲渡すに際しては、Aを第一候補者とする投票用紙を集めて一把となし、その一把となつた一八〇一枚の投票用紙の中で、比較的最も上部に積み重ねられた投票用紙八〇〇票(即ち、最後に計算せられた八〇〇票)を、之を別に選り出だして、これをその投票用紙の指定する通りに、或はB或はC或はZ等の第二候補者に譲り渡すものであると假定して説明をした。併し乍らかくの如き方法を以てAの超過投票を次位候補者に譲り渡すことにするときは、それが動もすれば次位候補者に對して極めて不公平な結果を生ずる。例へば、選挙區の選挙事務局(選挙會)に於て、某の年、某の月、某の日に於て第一回の投票の計算をなすに際し、Aを第一候補者とする投票用紙一八〇一枚を纏めて一把となし、その一把の最上部にある八〇〇枚の投票を次位候補者に譲り渡してこれをその者の(第一候補者として取得した)原投票に加算し、その結果としてB候補者をして比較的多數の次位投票を取得せしめたと假定し、その上で選挙事務局に於てその一把となつた一八〇一枚の投票用紙をバラバラに離し、それを掻き雜せて、Aを第一候補者とする一八〇一枚の投票用紙の計算の遺り

直し。第二回の投票計算を行つて一把となし、その第二回の投票計算の場合に於て比較的最上部に積み重ねられた他の八百票の投票用紙を次位候補者に譲り渡して、これをその者の原投票に加算すると假定する。その第二回の投票計算の際に於て一把にせられた(Aを第一候補者とする)一八〇一枚の投票用紙中、最上部に積み重ねられた八〇枚の投票の内容(次位候補者の記入)は、第一回の投票計算の際に於て一把にせられた(Aを第一候補者とする)一八〇一枚の投票用紙中、最上部に積み重ねられた八〇枚の投票の内容(次位候補者の記入)と必ずしも同一ではない。従つて第二回の投票計算の場合に於て一把にせられた一八〇一枚の投票用紙中、最上部にある八〇枚の投票を次位候補者に譲り渡すことにするときは、第一回の投票計算の場合に於けるが如くに、必ずしもB候補者が比較的多数の次位投票を取得せずして、却つて他の候補者たるCが比較的多数の次位投票を取得することになり得る。Aを第一候補者とする投票用紙一八〇一枚の一把中、最上部に積み重ねられた八〇枚の投票を次位候補者に譲り渡すことにするといふと、その次位候補者に譲り渡さるべき八百枚の投票用紙の異なるに従つて、或は偶然に次位候補者Bが當選人となり、或は偶然に次位候補者Cが當選人となるやうになる。併し乍らかくの如き偶然の事實に基づき、B候補者とC候補者との二人の中、孰れを當選人とすべきかを決定するのは不當である。その理由に依りAを第一候補者とする一八〇一枚の投票用紙中の超過投票を次位候補者に譲り渡すに付ては、それと異つた方法に依らむとする意見が起つてゐる。

その新奇の方法に依つて超過投票を次位候補者に譲渡す場合に於ても、前の場合に於けると同じく、第一段には、Aを第一候補者とする投票、Bを第一候補者とする投票、Cを第一候補者とする投票、X、Y、Z等を第一候補者とする投票を分類して、候補者各自の第一位投票の總數を確定することを要する。假りに第一位投票計算の結果は左の如くであつたと想像する。

A (1)と記載せる投票.....	1801
(Aを第一候補者とせる投票)		
B (1)と記載せる投票.....	350
C (1)と記載せる投票.....	30

X (1) " "	820
Y (1) " "	500
Z (1) " "	239
		4000

この場合にはAは一八〇一票を有するのであつて、その超過投票は八〇票であるけれども、こゝに述べる新奇の超過投票譲渡方法は、Aの一八〇一枚の投票用紙の一把中、最も上部にある八〇枚(最後に計算せられた八〇枚)を取り出だしてこれを次位候補者に譲り渡すのではない。この方法はAの超過投票を次位候補者に譲渡すに當り、Aを第一候補者とする投票全部を審査し、その投票用紙上に掲げらるゝ次位候補者總數の幾許なるかを確定し、その次位投票總數(Aを第一候補者と指定し、その以外の者を次位候補者と指定する投票の總數)を以て、Aの超過投票數(八〇票)を除いて投票譲渡の基準分數を求むることを要するものとなしてゐる。今Aを第一候補者とする投票全部を審査したこの結果は、左の如くであつたと假定する。

B (2) (A-1)と記載せる投票.....	1306
C (2) (A-1)と記載せる投票.....	264
Z (2) (A-1)と記載せる投票.....	40

次位候補者の氏名を記載せる投票總數.....1600 (それは次位候補者に譲渡され得る)

Aの氏名を記載するのみにして
更に次位候補者の氏名を記載せざる投票..... 201

Aを第一候補者とする投票總數.....1,801 (それはA以外の者に譲渡されたい)

この場合には投票譲渡の基準分數は $\frac{800}{1600} = \frac{1}{2}$ である。新奇の次位投票譲渡方法は、B、C及Zの三人に對して譲渡すべき次

位投票數を決定するがためには、Bを次位候補者とする投票數、Cを次位候補者とする投票數及Zを次位候補者とする投票數に、上に挙げた投票譲渡の基準分數を乗じてその積を求むることを要するものとなしてゐる。その結果は左の如くなる。

Bに譲渡すべき次位投票數……………	1206 ×	$\frac{800}{1600}$	= 603
Cに譲渡すべき次位投票數……………	204 ×	$\frac{800}{1600}$	= 102
Zに譲渡すべき次位投票數……………	40 ×	$\frac{800}{1600}$	= 20票

かくの如くにしてB、C、Zの三人に譲渡すべき次位投票數確定するときは、これをB、C及Zが第一候補者として取得した原投票に加算することを要する。その結果に依るB、C及Zの得票は左の如くなる。

原投票

B……………	350(B…(1)といふ投票) + 648 = 998
C……………	300(C…(1)といふ投票) + 132 = 432
Z……………	220(Z…(1)といふ投票) + 20 = 240

B、C及Zは順次に998、432、240の投票を取得することになるけれども、何れも未だ當選標準數(1000)に達しないから、何れも當選人となることを得ない。故にこれ等の數名の候補者中に在つて得票最も少きがために、到底當選の望ないZ(249票)を議員候補者より全然除外し、その投票用紙上に記載せらるゝ次位候補者の何人なるかを審査し、その上でZを第一候補者と指定する投票をば、次位候補者たるX、Y等に譲渡することを要する。

これがAの超過投票を次位候補者に譲渡するに付ての正確なる方法である。

参照 ハンフリース、前掲、一四三及一四四頁、三五七頁—三六三頁。

第三項 瑞西の比例代表法

白耳義及英吉利の比例代表法は選舉人をして單名投票をなさしむることなし、選舉人が同時に數多の議員候補者に對して聯名投票をなすことを許さないものであるけれども、これに反し瑞西内の若干の州及瑞西聯合國の比例代表法は選舉人に聯名投票をなすの權を認め、選舉人をしてその選舉區選出の議員定數の範圍内に於て數多の議員候補者に對して聯名投票をなすことを許してゐる。瑞西内の若干の州及瑞西聯合國の國會議員選舉法も亦白耳義及英吉利の選舉法と同じく選舉の期日前に一定の數に達した選舉權者團體(政黨)をしてその推薦せむとする議員候補者名簿を選舉區の選舉事務局に提出せしめ、選舉人をしてその届出のあつた議員候補者名簿上に氏名を掲げらるゝ候補者に對して聯名投票をなさしむることなし、選舉人が或る議員候補者名簿上に掲げらるゝ若干の候補者に對して聯名投票をなしたときは、これに因つてその投票を賦與せられた候補者各個人のみならず、その候補者の所屬する候補者名簿自身も亦若干の投票を取得するものと看做してゐる。

例へば、或る選舉區から五名の議員が選出せらるゝものとして、その選舉區の選舉に際し甲、乙及丙の三黨が各議員候補者名簿を提出し、甲黨はA、B、C、D、Eの五人を議員候補者となし、乙黨はK、L、M、N、Oの五人を議員候補者となし、丙黨はQ、R、S、T、Uの五人を議員候補者として假定する。そんな場合に甲黨の選舉人一人がその黨推選の五人の候補者A、B、C、D、Eに對して一票宛投票を與へることとして聯名投票をなしたとすれば、これに因つてその五人の候補者各自

は各一票宛の個人投票を取得し、その五人の屬する候補者名簿自身は合計五票の投票(名簿投票)を取得するものと看做されたのである。従つて甲黨の選舉人一百人が争つてA、B、C、D、Eの五人に對して聯名投票をなすならば、これに因つてA、B、C、D、Eの五候補者各自は一百票宛の個人投票を取得し、その五人の候補者を包含する甲黨の候補者名簿自身は總五百票(五票の百倍)の投票を取得するものと看做されるのである。同様の次第で乙黨の選舉人七十人が争つてその黨の推選したK、L、M、N、Oの五人の候補者各自に對して聯名投票をなすならば、これに因つて乙黨のK、L、M、N、Oの五候補者各自は七十票宛の個人投票を取得し、その五人の候補者を包含する乙黨の候補者名簿自身は總計三百五十票(五票の七十倍)の投票を取得するものと看做され、又丙黨の選舉人三十人が争つてQ、R、S、T、Uの五人の候補者に對して聯名投票をなしたとせば、これに因つてQ、R、S、T、Uの五候補者各自は三十票の個人投票を取得し、その五人の候補者を包含する丙黨の候補者名簿自身は總計百五十票(五票の三十倍)の投票を取得するものと看做されるのである。(註三三)

(註三三) この外に、例へば、議員五名選出せらるゝ選舉區に於て選舉人が特定の黨派の候補者名簿に對して投票を與ふることを意思表示をなし、而かもその名簿中の五人の候補者全部に對して聯名投票をなさず、その中の三人(A、B、C)のみに對して聯名投票をなし、他の二人の候補者(D、E)に聯名投票をしないことがあり得る。そんな場合には、その候補者名簿はこれに屬する三人の候補者(A、B、C)に對する指名投票に因つて三票の投票を取得することの外に、尙何れの候補者にも指定せられない二票の投票(無

指名投票)に因つて更に二票の投票(名簿直屬の投票又は名簿に對する追加投票)を取得し、合計五票の投票を取得するものと看做されるのである。各候補者名簿の得票(各黨派の得票)はかくの如くにして個々の候補者に指定せられた投票と、個々の候補者に指定せられずして候補者名簿に直屬する投票との二つから成立するのであるけれども、こゝでは説明を簡單にするがために、各政黨の候補者名簿の得票はその名簿上の個々の候補者に對する指名投票の合計から成立するものと想像する。

かくの如くに議員數名を選出する選舉區に於て選舉人がその選舉區選出の議員の定數の範圍内に於て聯名投票をなしたことの結果に因つて、各政黨(又は選舉權者團體)の提出した種々の(甲、乙、丙等の)候補者名簿が若干の投票を取得するに至つたときは、その各政黨の提出せる一つ一つの候補者名簿の有効得票數を相合して總計を求め、總ての候補者名簿が全體として取得せる有効投票總數を定めることを要するのである。例へば、上の例に於て甲黨名簿は五百票の投票を取得し、乙黨名簿は三百五十票を、丙黨名簿は百五十票を取得したとすると、その上でその五百票、三百五十票及百五十票を合せて一千票といふ總計を求め、これを甲、乙及丙の三黨の候補者名簿が全體として取得せる有効投票總數とするのである。

瑞西聯合國の選舉法(瑞西内各州の選舉法の説明省略)は、種々の黨派が全體として取得せる有効投票總數を、その選舉區から選出せらるゝ議員の數に一を加へたもので除して商を求め、その商よりも大きくして而かもその商の直ぐ上に位する所の整數を以て議員分配率となし、その議員分配率と各政黨の候補者名簿各自の得票數とを比較し、各政黨の候補者名簿の得票數がその議員分配率に對して何

倍の大きさを有するかを定め、その倍数に等しいだけの議員を各政黨の候補者名簿の中から選出せしむることにしてゐる。上の例に於ける甲、乙、丙三黨の候補者名簿の得票数を合計したものは、一千票であるが、これをその選挙區から選出せらるゝ議員の數(五)に一を加へたる數、即ち、六を以て割ると、その商として百六十六と六分の四といふ數が出る。その商よりも大きくして而かもその商の直ぐ上に位する整數は百六十七である。その百六十七が即ち、この場合に於ける議員分配率である。この議員分配率と甲、乙、丙三黨の候補者名簿各自の得票數とを比較すると、甲黨名簿の得票數はその議員分配率の二倍強の大きさを有し、乙黨名簿の得票數もその議員分配率の二倍強の大きさを有するから、甲黨名簿よりは二人の議員を、乙黨名簿より同じく二人の議員を選出せしめる。丙黨名簿の得票數はその議員分配率に達しないから、その中からは議員を選出せしめないのである。

斯ういふ手續に依つてその選挙區から選出せらるゝ議員四人だけは決定せられるけれども、その選挙區から選出せらるゝ議員數は五人であつて、當選人が尙一人不足してゐる。即ち、上の場合に於て百六十七といふ數を議員分配率とすると、その議員分配率が高きに失するがために、その議員分配率に因つては、選挙法の豫定する議員定數に等しいだけの當選人を求むることを得ない。

瑞西聯合國選挙法はそんな場合に當選人の不足を補ひ、議員定數に等しいだけの議員を求むるがために次のやうな規定を設けてゐる。即ち、上のやうな場合には、各黨派の候補者名簿各自の得票總數

を、既にその各黨派名簿に配當せられた議員の數に一を加へたるものを以て除して商を求め、最も大なる商を有するに至つた黨派の候補者名簿をしてその不足議員を選出せしむるのである。上の例に於て甲黨の候補者名簿は二人の議員を選出し、乙黨の候補者名簿も二人の議員を選出してゐるが、丙黨候補者名簿は一人の議員をも選出してゐないのである。故に甲黨の候補者名簿の得票數五百を三(既に配當せられたる議員數、二に一を加へたるもの)を以て除して商を求め(その商は百六十六である)、又乙黨名簿の得票數三百五十を三(既に配當せられたる議員數、二に一を加へたるもの)を以て除して商を求め(その商は百十六である)、又丙黨名簿の得票數百五十を一(既に配當せられたる議員數、零に一を加へたるもの)を以て除して商を求め(その商は百五十一である)、その結果として最も大なる商(百六十六)を有するに至つた甲黨名簿をして既に配當せられた二人の議員の外に、更に第三の議員を選出せしめるのである。これがために甲黨名簿は總計三名の議員を選出することになる。

かくの如くにして五百票の有効投票を有する甲黨名簿は三人の議員、三百五十票の有効投票を有する乙黨名簿は二人の議員を出だし、これに反し百五十票の有効投票を有するに過ぎない丙黨名簿は一人の議員を選出しないことになれば、大體に於て各黨派は比例的に議員を選出するといふことを得るのである。

甲黨の候補者名簿は三人の議員を出だし、乙黨の候補者名簿は二人の議員を選出することになつた

ときは、更らに甲黨の五人の候補者、A、B、C、D、Eの中何人を先きに當選人となし、又乙黨の五人の候補者、K、L、M、N、Oの中、何人を先きに當選人とするかを決定しなければならぬ。瑞西聯合國選舉法は、この場合には各候補者名簿に掲げられてゐる候補者の中で、最も多くの個人的投票を取得した者をして第一位に當選人たらしむることにしてゐる。

上の例の場合に於ては説明を簡單にするがために、議員五人を選出する選舉區の選舉に於て、甲、乙、丙三黨の選舉人はその黨の推薦した五人の候補者全員に對して、均等に一票宛の投票を與へることにして聯名投票をなしたものと、如くに想像したのである。併し乍ら瑞西の選舉法に依るに、選舉區から五名の議員が選舉せらるゝ場合に於て、選舉人は必ずしも五名の候補者全部に對して聯名投票をなすには及ばないのである。選舉人は五名の候補者中の三名に對してのみ聯名投票をなして、残りの二名に對して聯合投票をしないことを得るのである。例へば、甲黨の幹部が、A、B、C、D、Eの五人を議員候補者に推選した場合に於て、その中でA、B、Cの三人は甲黨の選舉人百人全部から適任者と認められてゐるが、これに反してD、Eの兩候補者は甲黨の選舉人百人中六十名の人のみから適任者と認められてゐるだけであつて、殘餘の四十名の選舉人からは却つて排斥せられてゐることがあり得る。さういふ事情があるときは、甲黨の五人の候補者中、A、B、Cの三人は甲黨の百人の選舉人全部から聯名投票を受けるが、これに反してD、Eの兩候補者は甲黨の百人の選舉人中

六十人より聯名投票を受くるに過ぎないやうな結果が起るのである。従つて大選區の下に於て聯名投票主義の比例代表法が行はれてゐる場合に於て、同一の候補者名簿に氏名を掲げられてゐる數名の候補者が必ずしも同一の個人得票を有しないのである。その外、選舉人は或る政黨の候補者名簿に掲げらるゝ候補者各自に對して(議員定數の範圍内に於て)均等に一票宛の投票を與へることゝなさず、その中の或る候補者に對しては全く投票を與へず、その代りに他の候補者に對しては二票迄の累積投票をなすことを得る。かくの如くにして多數の選舉人より累積投票を受けた候補者は、累積投票を少しも受けてゐない候補者又は極めて僅かの選舉人より累積投票を少し計受けたに過ぎない候補者よりも多くの個人投票を取得するやうになるのである。それで瑞西聯合國國民院議員選舉法は各候補者名簿に愈々議員の地位が若干宛配當せられた後に於て、その候補者名簿上の數多の候補者中、個人的得票最も多き者をして第一位に當選人とならしめ、個人的得票の少き者をしてそれに次いで當選人たらしめることにしてゐるのである。

參照 フライナー、瑞西聯合國々法(一九三三年)一四一—一五〇頁、シュテンフリート社印刷、瑞西聯合國法令全集、第三五卷(一九一九年度)(一九二〇年刊行)三五九頁以下五四三頁以下。

第四項 獨逸聯合國の比例代表法

一九一八年の革命前の獨逸聯合國憲法は獨逸聯合國議會の議員の數を限定してゐたのであつて、そ

の數は一九一八年八月の法律の制定せらるゝに至る迄は三百九十七人であつたが、一九一八年の八月の法律に依つてそれが増加して一時四百四十一人となつた。併し乍ら一九一九年の獨逸聯合國新憲法並にこれに基づく聯合國議員選舉法は各選舉區より選出すべき議員の數をその選舉區内の人口數又は選舉權者總數の多寡如何に依つて決定しないで、選舉に際し有効の投票をなした選舉人の多寡に依つてこれを決定することなし、原則として有効の投票をなした選舉人六萬人に付議員一人を進出せしむることなししてゐる。従つて或る總選舉に際し有効投票をなした選舉人の總數を三千萬人と假定すれば、議員の總數は五百人となる譯である。こんな標準に依つて、一九二〇年六月の第一回の聯合國議會議員の總選舉の際には四百六十九名の議員が選出せられ、一九二四年五月の總選舉には四百七十六名の議員、一九二四年一二月の總選舉には四百九十三名の議員、一九二八年の總選舉には四百九十一名の議員、一九三〇年の總選舉には五百七十七名の議員が選舉せられたのである。議會の議員の定數が豫じめ何人と確定せず、選舉に於て有効投票をなした選舉人の多寡に依つて、多くもなり又少くもなるといふのが獨逸選舉法の特徴である。

一九二四年の獨逸聯合國議會議員選舉法改正法律は獨逸全土を三十五の原選舉區に分ち、各原選舉區内の政黨(選舉權者團體)をして原選舉區議員候補者名簿を提出せしめ、選舉人をしてその各政黨の原選舉區議員候補者名簿の中の孰れか一つに對して投票をなさしめ、各政黨の原選舉區議員候補者名簿をしてその自から取得した投票六萬票毎に議員一人を選出せしむることとしてゐるのであつて、この選舉法は六萬なる數を以て議員分配率となしてゐるのである。國內より選出せらるべき議員の總數は豫じめ一定してゐないけれども、各黨派の選出すべき議員の數は、その黨派の原選舉區議員候補者名簿の取得した投票數と相比例するのである。

各原選舉區には選舉長及選舉立會人を置き又その原選舉區内には若干の投票區を設けるのであるが、選舉人をしてその所屬の投票區に於て投票をなさしむに當り、獨逸國の各邦(プロイセン、バイエルン、ザクセン等の諸邦)政府は投票用紙を調製してこれを各原選舉區に配布するのである。その投票用紙の上には、その原選舉區の選舉に際し各政黨の提出した議員候補者名簿を印刷し、その各政黨の議員候補者名簿には、これを提出した政黨の名稱並にその議員候補者名簿中の首席候補者及これに次ぐべき三人の候補者の氏名を掲ぐることを要する。選舉人は投票の際には、投票用紙の上に印刷せられた各政黨の原選舉區議員候補者名簿の中で、自分の投票を與へようと思ふ或る一つの政黨の原選舉區議員候補者名簿の側に十字又はその他の記號を施し、これに因つてその特定の議員候補者名簿に一票を與へることを明らかにするのである。例へば、或る一つの原選舉區の選舉に際し、甲黨、乙黨及丙黨の三黨が議員候補者名簿を提出したがために、投票用紙の上にその三黨の名簿が掲げられたと假定し、その原選舉區内の十萬人の選舉人がその中の甲黨名簿に投票をなし、七萬人の選舉人が

その中の乙黨名簿に投票をなしたと假定すれば、これに因つてその原選舉區内の甲黨名簿は十萬票、乙黨名簿は七萬票の投票を有するに至るのである。

かくの如くに選舉法は各原選舉區内の各政黨をして原選舉區議員候補名簿を提出せしめ、選舉人をして各政黨の候補者名簿に對して投票をなさしめ、各政黨の候補者名簿の取得した投票數六萬に付議員一名宛をこれに分配することを主義としてゐるのであるけれども、各政黨の提出した原選舉區議員候補者名簿がその得票數六萬に付一名の議員を選出した後に於て、尙若干の剩餘投票を有することがある。又或る政黨の提出した原選舉區議員候補者名簿が六萬に達せざるの端數の投票を有する丈けであつて、一人の議員をも選出しないことがある。さうしてそれ等の剩餘投票及端數投票が場合に因つては總計何萬に達することがあり得る。これを總べて無効投票と同一視して、これに對して一名の議員をも配當しないのは必ずしも至當なりとは謂はれない。それでその夥しい剩餘投票を意義のあるやうに利用するがために、選舉法は地理上相隣接せる原選舉區若干を併合して聯合選舉區を形成し、その聯合選舉區内にある各政黨をして、その聯合選舉區内の各原選舉區に於ける自黨の議員候補者名簿を相互に聯結して、自黨の「聯合議員候補者名簿」を作成することを認許し、一聯合選舉區内に於ける各政黨の「聯合議員候補者名簿」各自に歸屬すべき剩餘投票總數を決定し、その「聯合議員候補者名簿」各自に歸屬する剩餘投票六萬には議員一名宛を選出せしむることゝなしてゐる。

選舉法は先づ二箇又は三箇の原選舉區を相合して聯合選舉區を形成することゝなして、全國に十六箇の聯合選舉區を設け、これに聯合選舉區選舉長及聯合選舉區選舉立會人を置くことにしてゐる。例へば、或る一箇の聯合選舉區内に第一原選舉區と第二原選舉區の二つがあり、その兩原選舉區何れに於ても、甲黨、乙黨及丙黨の議員候補者名簿が提出せられ、第一原選舉區の甲黨の名簿と第二原選舉區の甲黨の名簿が相互に聯合議員候補者名簿を作成してゐたと假定する。そんな場合に第一原選舉區の甲黨の名簿は若干の議員を選出した後に於て五萬の剩餘投票を有し、第二原選舉區の甲黨の名簿は若干の議員を選出した後に於て四萬の剩餘投票を有したと想像する。さうするといふと、その五萬票と四萬票とを合算すれば、甲黨の聯合議員候補者名簿はその聯合選舉區内に於て九萬の剩餘投票を有することになる。故にその聯合選舉區内の甲黨の聯合議員候補者名簿をしてその剩餘投票九萬票中の六萬票に付更らに議員一人を選出せしむるのである。斯ういふ手續に依つてその聯合選舉區内の第一原選舉區及第二原選舉區の甲黨名簿から結局一人の議員が選出せらるゝやうになつた場合には、その兩選舉區の甲黨名簿中、比較的最も多くの剩餘投票を有する名簿（上の例に因れば、第一原選舉區の甲黨名簿）をしてその一人の議員を選出せしむるのである。（註二四）

（註二四） 或る聯合選舉區内に於ける或る一つの黨派の「聯合議員候補者名簿」に歸屬すべき剩餘投票三萬に達しない場合には、その聯合選舉區内に於ける議席分配の目的のためには、その剩餘投票をその黨派の「聯合議員候補者名簿」の得票に計算せず、それをその黨

派の後に述べべき「全國議員候補者名簿」の剩餘投票に計算するのである。

原選舉區の外に、十六箇の聯合選舉區を設け、各聯合選舉區内に於ける各政黨（一つ一つの政黨）の「聯合候補者名簿」各自に歸屬する剩餘投票數を計算し、各政黨の聯合候補者名簿各自の剩餘投票六萬に付議員一人宛をこれに分配することにしても、尙ほその外に、各政黨の「聯合議員候補者名簿」が若干の剩餘投票を有することがあり得る。又或る聯合選舉區内の一原選舉區内の或る黨派が、同一の聯合選舉區内にある他の原選舉區内の同一の政黨の人々を毛嫌ひして、これと相聯結して「聯合議員候補者名簿」を作成するの手續を執るに至らざるがために、一聯合選舉區内に於ける二箇以上の原選舉區内の同一黨派の議員候補者名簿が各々分立して若干の剩餘投票を有することがあり得る。さうしてその剩餘投票の數が數萬又は數十萬に達することもあり得る。この夥しい剩餘投票を無効投票と同一視し、これに對して更らに議員の分配を行はないのも亦前の場合に於けると同じく至當なりと謂はれない。それで選舉法はこの剩餘投票を意義のあるやうに利用するために、聯合選舉區の外に、更らに全國選舉區なるものを設け、獨逸聯合國內の領土全體を以てその區域となし、その全國選舉區には全國選舉長及全國選舉區選舉立會人を置き、國內の各政黨例へば甲黨、乙黨、丙黨をして、その全國選舉區内の各原選舉區（又は聯合選舉區）に於ける自黨の議員候補者名簿を綜合して、その各自の黨派（甲黨、乙黨、丙黨等）の「全國議員候補者名簿」を定めしめ、その各政黨（甲黨、乙黨、丙黨）の「全國議

員候補者名簿」各自が取得せる剩餘投票六萬に付議員一人宛を分配することにしてゐるのである。

例へば、甲、乙、丙の三黨が國內の各原選舉區（又は聯合選舉區）に於ける自黨の議員候補者名簿を綜合して、甲黨の「全國議員候補者名簿」、乙黨の「全國議員候補者名簿」及丙黨の「全國議員候補者名簿」を作成したと假定する。その場合に或る一つの聯合選舉區に於ける甲黨の「聯合議員候補者名簿」が、それに屬する剩餘投票六萬に付議員一人宛を選出して尙若干の剩餘投票を有するとせば、その剩餘投票をその甲黨の「全國選舉區議員候補者名簿」の得票に移すのである。これと同じく或る一つの原選舉區内の甲黨の人々が、同一聯合選舉區内にある他の一つの原選舉區内の甲黨の人々と相聯結して「聯合議員候補者名簿」を作成するに至らなかつたがために、その二つの原選舉區内の甲黨の議員候補者名簿が各分立して若干の剩餘投票を有するとせば、その二つの剩餘投票をその甲黨の「全國議員候補者名簿」の得票に移すのである。かくの如くにして甲黨の「全國議員候補者名簿」が若干の剩餘投票を有するに至つた場合に於て、その甲黨の「全國議員候補者名簿」から選出せしむるのである。それが原則であるけれども、その原則に對しては例外がある。即ち、或る黨派の「全國議員候補者名簿」に歸屬する剩餘投票六萬に満たざるも、三萬を超過してゐるときは、その端數を六萬と等しく計算し、その端數三萬に付議員一人をその黨派の「全國議員候補者名簿」中より選出せしむるのである。併し乍ら或る一つの黨派

の『全國議員候補者名簿』がこれに歸屬する剩餘投票に因つて議員を選出するに付ては一つの重大なる制限がある。即ち、或る一つの黨派の『全國議員候補者名簿』はこれに屬する剩餘投票に因つては、多くともその黨派の『原選舉區議員候補者名簿』全部が取得した議員總數と同數の議員を選出することを得る丈けであつて、その數を超過する議員を選出することを得ないのである。

上に述べた手續に因つて各黨派(一つ一つの黨派)の議員候補者名簿中より選出すべき議員の數が決定したときは、更らにその各黨派の名簿に配當せられた議員の地位を、各黨派の候補者名簿上に記載せらるゝ議員候補者に分配しなければならないが、選舉法は、各黨派の候補者名簿中、第一位に掲げらるゝ候補者をして、第一位の當選人となし、第二位以下に掲げらるゝ候補者をしてそれに次いで當選人たらしむることとなしてゐる。

これが獨逸聯合國會議員の選舉に採用せられてゐる比例代表法の要領である。かくの如くに選舉法の上に於て原選舉區、聯合選舉區及全國選舉區の三つを設け、これ等の各選舉區に於ける各政黨をして『原選舉區議員候補者名簿』、『聯合議員候補者名簿』及『全國議員候補者名簿』を作成せしめ、これ等の三種の選舉區に於て各政黨の議員候補者名簿の取得せる投票數六萬に付議員一人を選出せしむることとするならば、六十萬の投票を得た黨派は十人の議員を選出し、六百萬の投票を得た黨派は百人の議員を選出することを得るやうになるから、各政黨はその得票六萬に付議員一人の割合を以てその勢力に比例するの議員を選出することを得るのは明瞭である。

參照 **ギイゼ**、新獨逸國法綱要(一九二一年)、三九—四三頁。 **マイスナー**、獨逸國及諸邦の新國法(一九二一年)、五〇—五三頁。 **フィンガー**、獨逸國々法(一九二三年)、二六九—二八七頁。

第五項 多數代表法、少數代表法及比例代表法の利害得失

國家の領土が狭小であり、國會議員の數も亦隨つて極めて少く、これがために國會議員選舉の目的のために、全國が僅々二三の選舉區に區分せられてゐるに過ぎないやうな場合に於て、若も多數代表の選舉制度が行はれ、各選舉區内部に於ける多數黨がその區選出の議員を獨占することを得る地位にあるものとし、且つそれ等の僅々二三の選舉區全部に於て特定の一黨派(例へば、急進黨)が多數黨として他の黨派(例へば、民主黨)よりも優勢な地位に立てるものと假定するならば、その國の國會を組織するがために、各選舉區から選出せらるゝ議員は、全部その特定の多數黨(例へば、急進黨)の手に因つて獨占せられ、これに反對する少數黨(例へば、民主黨)は遂に一名の議員をも國會に選出することを得ないやうになることは、上に述べた通りである(三八四頁參照)。それは多數代表法に伴ふ重大なる缺點であるが、その外に、多數代表法には尙一つ重大なる缺點がある。(註二五)

(註二五) 多數代表法は各選舉區の選舉に際し、選舉人のなしたる有效投票總數の二分の一に一を加へたる數(即ち有效投票總數の過半數)を取得した政黨をしてその選舉區選出の議員全部を獨占せしめ、これと同時に右の有効投票總數の二分の一より一を減じた數と同數以下の投票を取得したに過ぎない政黨をして全然その選舉區選出の議員を選出せしめないものである。従つて或る一つの黨

派が國內に於ける大多數(十中の八、九)の選挙區に於て、選挙人のなした有効投票總數の二分の一に一を加へたる數と同數又はそれよりも僅々數票丈け多くの投票を取得し、これに因つてそれ等の大多數の選挙區に於て辛ふじて多數黨たるの地位に立ちたりと假定するならば、その黨派は國內の大多數(十中の八、九)の選挙區選出の議員全部を獨占するやうになる。これに反し或一つの黨派が國內に於ける大多數(十中の八、九)の選挙區に於て、選挙人のなした有効投票總數の二分の一より一を減じたる數と同數又はそれよりも僅々數票丈け少投票を取得し、これがためにそれ等の大多數の選挙區に於て惜しくも少數黨たるの地位に立ちたりと假定するならば、その黨派は國內の大多數(十中の八、九)の選挙區からは一名の議員をも選出することを得なくなるのである。これがために次のやうな結果を生ずる。

その一として國內に甲、乙兩黨が存在し、國內全般を通じて計算して見ると、甲黨の方が乙黨よりも遙かに多くの選挙人を有するけれども、その全國に於ける多數黨たる甲黨の選挙人が國內の多くの選挙區の間に平均して分配せられず、甲黨の選挙人の數は國內の二三の選挙區に於ては驚くべき程不平均に多數であり、その二三の選挙區に於ては、甲黨は乙黨よりも何百人又は何千人の多數の選挙人を有して乙黨を壓倒するの威力を有つてゐるけれども、これに反し國內の他の大多數の選挙區(十中の八、九の選挙區)に於ては甲黨の選挙人は惜しいかな常に乙黨の選挙人よりも二三人宛少いがために、それ等の大多數の選挙區に於ては甲黨は乙黨の爲めに頭を押へられて、手をも足をも出すことを得ないことがあり得る。そんな場合に於て反對黨であり、且全國に於ける少數黨たる所の乙黨の選挙人の數は國內の二三の選挙區に於ては不平均に僅かであり、それ等の二三の選挙區に於て乙黨の選挙人は甲黨の選挙人に比較して何百人又は何千人も少いけれども、その代はりはその乙黨の選挙人は國內の他の大多數の選挙區の間に適度に平均して分布せられ、乙黨はそれ等の大多數の選挙區(十中の八、九の選挙區)に於ては、甲黨よりも二三人宛多くの選挙人を有し、その僅々二三票の多數の力に因つて、危いながらも、兎に角甲黨を押へ付ける丈けの地位に立つてゐると假定する。さうすると、その場合には全國に於て比較的少數の選挙人を有するに過ぎない少數黨(乙黨)が、全國に於て比較的多數の選挙人を有する甲黨よりも遙かに多くの議員を國會に選出するの結果を生ずるのである。

例へば、こゝに或る國の中に第一區より第十區に至る迄の十箇の小選挙區があり、その各選挙區から議員一人宛選出せらるゝ場合に於て、その國內に甲、乙の兩黨があり、その中で甲黨は全國に於て十萬二千人の選挙人を有し、乙黨は全國に於て九萬八千人の選挙人を有すると假定する。その場合に於ける甲黨及乙黨の選挙人の各選挙區に於ける分布の状態は必ずしも一樣でなく、甲黨の選挙人の數は第一選挙區及第二選挙區に於ては一萬五千人宛であり、第三區より第十區に至る迄の八個の選挙區に於ては各九千人宛であり(合計十萬二千人)、これに反して乙黨の選挙人の數は第一選挙區及第二選挙區に於ては一萬一千人宛であり、第三區より第十區に至る迄の八個の選挙區に於ては九千五百人である(合計九萬八千人)と假定する(次の表参照)。さういふ事情の下に於て甲黨及乙黨の各一萬五千票宛といふスバラしい多數の投票を以て自黨の議員候補者を當選せしむることを得るけれども、これに反し第三區より第十區に至る八個の選挙區に於ては何れも九千票宛の投票を得るに過ぎず、その得票は乙黨の得票九千五百票に及ばないから、甲黨はそれ等の八つの選挙區より一人の議員をも選出することを得ない。甲黨は全國に十萬二千票の多數の投票を有しながら、僅々二名の議員を選出するに過ぎないことになる。然らば、乙黨はどうかといふに、それは第一及第二の兩選挙區に於ては一萬一千票宛の投票を有するに過ぎず、その得票は甲黨の得票一萬五千票に及ばないから、乙黨はこの兩選挙區よりは議員を選出することを得ない。併し乍ら乙黨は第三區より第十區に至る八箇の選挙區に於ては九千五百票宛の得票を有するのであつて、その得票は甲黨の得票九千八百票の得票(比較的少數の得票)を有するに過ぎないが、それが却つて八人の議員を選出するに至るのである。甲黨は十萬二千票に付議員二人、平均五萬一千票に付議員一人を選出し、これに反して乙黨は九萬八千票に付議員八人、平均一萬二千二百五十票に付議員一人を選出することになる。

この例を表にして示せば、次の如くなる。

例(1) 全國に於ける少數黨が多數黨よりも多くの議員を選出す

選挙区	甲黨		乙黨	
	候補者	甲黨選挙人	候補者	乙黨選挙人
第一区	A) 當	選 { 15,000	l) 落	選 { 11,000
第二区	B) 當	選 { 15,100	m) 落	選 { 11,000
第三区	C) 當	選 { 9,000	n) 落	選 { 9,500
第四区	D) 當	選 { 9,000	o) 落	選 { 9,500
第五区	E) 當	選 { 9,000	p) 落	選 { 9,500
第六区	F) 落	選 { 9,000	q) 當	選 { 9,500
第七区	G) 落	選 { 9,100	r) 當	選 { 9,500
第八区	H) 落	選 { 9,000	s) 當	選 { 9,500
第九区	I) 落	選 { 9,000	t) 當	選 { 9,500
第十区	J) 落	選 { 9,000	u) 當	選 { 9,500
		計 1,200,000		計 98,000

その二として國內に甲、乙兩黨が存在し、國內全般を通じて計算して見ると、前の場合に於けると同じく甲黨が乙黨よりも遙かに多くの選挙人を有するが、この場合にはその全國に於ける多數黨たる所の甲黨の選挙人の數は國內の二三の選挙区に於ては平均に僅かであり、それ等の二三の選挙区に於ては乙黨の選挙人の數に比較して何百人又は何千人も少いけれども、その代りにその甲黨の選挙人は國內の他の大多數(十中八九)の選挙区の間には平均して分配せられ、甲黨はそれ等の大多數の選挙区に於ては、乙黨よ

りも高々二三票宛多くの選挙人を有し、その二三票の多數の力に因つて、危いながらも兎に角、乙黨を抑へ付ける丈けの地位に立つことはあり得る。そんな場合に反對黨であり且つ全國に於ける少數黨たる所の乙黨の選挙人が國內の多くの選挙区の間には平均して分配せられず、乙黨の選挙人の數は國內の二三の選挙区に於ては驚くべき程不平均に多數であり、その二三の選挙区に於ては乙黨は甲黨よりも何百人又は何千人の多數の選挙人を有して、甲黨を壓倒するの威力を有つてゐるけれども、これに反し國內の他の多くの選挙区(十中八九)の選挙区に於ては乙黨の選挙人は、惜しいかな、常に甲黨の選挙人よりも二三人宛少きために、それ等の大多數の選挙区(十中八九)の選挙区に於ては乙黨は甲黨の爲めに押へ付けられて手をも足をも出だすことを得ないと假定する。さうすると、その場合には全國に於て比較的多數の選挙人を有する多數黨(甲黨)は、全國に於て比較的少數の選挙人を有する少數黨(乙黨)よりも、不相當に多數の議員を國會に選出するやうになつて、多數黨と少數黨とが選出する議員數の割合が全く權衡を失するやうになるのである。

例へば、こゝに或る國の中に第一区より第十区に至る迄の十個の小選挙区があり、その各選挙区から議員一人宛選出せらるゝ場合に於て、その國內に甲、乙兩黨があり、その中で甲黨は全國に於て九萬六千四百人の選挙人を有し、乙黨は全國に於て九萬六千人の選挙人を有すると假定する(甲黨は乙黨よりも四百人の多數を有するに止まる)。その場合に於ける甲黨及乙黨の選挙人の各選挙区に於ける分配の状態は必ずしも一様でなく、甲黨の選挙人は第一選挙区及第二選挙区に於ては一萬一千人であり、第三区より第十区に至る迄の八個の選挙区に於ては各九千三百人宛であり(選挙人合計九萬六千四百人)、これに反し乙黨の選挙人の數は第一選挙区及第二選挙区に於ては一萬二千票宛であり、第三区より第十区に至る迄の八個の選挙区に於ては九千人である(選挙人合計九萬六千人)と假定する。さういふ事情の下に於て甲黨及乙黨の前十箇の選挙区に於ける選挙人が皆有效投票をしたと想像するといふと、甲黨は第一選挙区及第二選挙区に於ては各々一萬一千票の投票を有するに過ぎず、その得票は乙黨のこの兩選挙区に各に於ける得票一萬二千票よりも遙かに少いから、甲黨はこの兩選挙区よりは議員一人をも選出することを得ないけれども、これに反し第三区より第十区に至る八個の選挙区に於ては甲黨は九千三百票の得票を有し、その得票は乙黨のこれ等の八選挙区に各々に於ける九千票の得票より

も適かに多いから、甲黨はこれ等の八選挙区から選出せらるゝ議員を全部自黨から選出することになる。然らば乙黨はどうかといふに、それは第一及第二の兩選挙区に於ては一萬二千票宛の得票を有するのであつて、その得票は甲黨の得票一萬一千票よりも適かに多いから、乙黨はその兩選挙区からは議員一人宛を選出することを得る。併し乍ら乙黨は第三區から第十區に至る八個の選挙区に於ては九千票の得票を有するに過ぎず、その得票は甲黨の得票九千三百票に及ばないから、乙黨はこれ等の八選挙区から一人の議員をも選出することを得ない。乙黨は甲黨に較べれば少數黨であるけれども、兎に角全國に於て九萬六千票の得票を有するのであつて、その得票總數は甲黨の得票總數九萬六千四百票と餘り多く違はないのであるけれども、それは十人の議員中僅々二人の議員を選出することを得るに過ぎない。甲黨は九萬六千四百票に付議員八人、平均一萬二千五百票に付議員一人を選出するに拘はらず、乙黨は九萬六千票の得票に付議員二人、平均四萬八千票の得票に付議員一人を選出するに過ぎないことになる(左例参照)。

例(2) 全國に於ける多數黨が少數黨よりも不當に多くの議員を選出す

選挙区	甲黨 候補者	甲黨 選挙人	乙黨 候補者	乙黨 選挙人
第一區	A	11,000	L	12,000
第二區	B	11,000	M	12,000
第三區	C	9,300	N	9,000
第四區	D	9,300	O	9,000
第五區	E	9,100	P	9,000
第六區	F	9,300	Q	9,000
第七區	G	9,300	R	9,000
第八區	H	9,300	S	9,000
第九區	I	9,300	T	9,000
第十區	J	9,300	U	9,000

計 96,400

計 96,000

甲黨 { 36,400票 : 議員8人
 { 12,050票 : 議員1人
 乙黨 { 96,000票 : 議員2人
 { 48,000票 : 議員1人

かくの如くに多數代表法に幾多の缺點のあることは、瑞西、英吉利、その他多くの國の實際の経験に因つて明らかに認められたる所である。そこでその缺點を除くが爲めにその代はりに、少數代表法を採用するの意見が公にせられて、それが多くの國に於て採用せられたのである。併し乍ら少數代表法は多數代表法の一つの缺點を救ふに止まつて、他の一つの缺點を救ふには至らない。多數代表法は個々の選挙区の選挙に際し、多數黨派の選挙人のみ議員を選出するの機會を與へて、少數黨派の選挙人に更らに議員を選出するの機會を與へないけれども、これに反し少數代表法はその多數代表法の缺點を除き個々の選挙区内の選挙に際し多數黨の選挙人のみならず、少數黨派の選挙人にも亦議員を選出するの機會を與へるのであつて、その點より論ずれば、それは多數代表法に一步を進めたのであると謂つて妨ない。併し乍ら少數代表法の下に於ては個々の選挙区内の選挙に際し、少數黨派の選挙人は多數黨の選挙人に對峙して唯漠然若干の代表者を選出することを得るといふ丈けであつて、少數黨及多數黨の選挙人がその實際の勢力に比例する丈けの相當の議員を確實に選出することを得るの望

は更らに存在しない。現に少數代表法の一種たる大選舉區不讓渡單名投票法（現行衆議院議員選舉法の總ての選舉區に於て採用する方法）の行はるゝ場合に於て、一方に於ては選舉區内の少數黨派が巧妙に多くの自黨議員候補者に投票を分配するときは、それが却つて多數黨派よりも多數の議員を選出する虞があり、他方に於ては多數黨が巧妙に多數の自黨議員候補者に投票を分配するときは、それが少數黨派に比較して唯僅か計り多數の投票を取得することの理由に基づき、その實際の勢力に不相應なる程多數の議員を選出するの虞あることは、上に大選舉區不讓渡單名投票法の項に於て説明した通りである。これがために少數代表法の下に於ても、全國を通じて少數の選舉人を有するに過ぎない少數黨派が、全國を通じて多數の選舉人を有する多數黨派よりも却つて多數の議員を國會に選出し又全國を通じて比較的多數の選舉人を有する多數黨派が、全國を通じて少數の選舉人を有するに過ぎざる少數黨派よりも、僅々若干の多數の投票を得たがために、その勢力に不相應なる程多數の議員を選出するの結果を生ずることは、多數代表法の下に於けると少しも異ならない。その點に於ては少數代表法は多數代表法の缺點を更らに匡正しないのである。國會議員の選舉に少數代表法を採用し、これに因つて以て國會をして國內の多數黨及少數黨の勢力を有りの儘に代表せしむるやうにしようとしても、必ずしも確實にその目的を貫徹することを得ない。これが少數代表法を以て満足せず、一步進んで比例代表法を採用することを要するといふ意見の發生するに至つた理由に外ならぬ。

比例代表法に反對する者は、動もすれば次の如く謂ふ。「比例代表の選舉手續は極めて複雑であつて素人などは容易にその運用を會得することを得ない。故にこれを實地に應用し、選舉人をしてこの複雑なる方法に従つて議員を選出せしむることは殆不可能である」と。併し乍らこの反對論には根據がないのである。比例代表法の中に於ても現に瑞典又はフィンランドに行はれてゐる方法は複雑であり、これに基づいて選舉人が投票をするのも面倒であり、これに基づいて選舉事務官が投票の計算をなすに付ても多大の時間を要する。従つてこの兩國に行はるゝ比例代表法は實行不可能でないとしても、これを他の國に採用するに付ては大に考慮しなければならぬ。併し乍らこれに反し比例代表法の例として上に挙げた白耳義、英吉利、瑞西及獨逸などの比例代表法の手續は、反對論者の主張するが如くに複雑ではない。勿論これ等の國の比例代表法の理論は、多數代表法的一種たる小選舉區單名投票法又は少數代表法的一種たる大選舉區不讓渡單名投票の理論に比較すれば遙かに複雑である。初等教育を受けないやうな人は、その理論を理會するに付て困難をも感ずるであらう。法律の専門家がこれに基づき選舉手續を法律の明文に書き顯はすに當つても相當の苦心を要するであらう。これと同じく比例代表法に基づき選舉人のなした投票を點檢して、議員の當選落選を決定するの手續も、亦小選舉區單名投票法又は大選舉區單名投票法の下に於ける投票の計算及當選の決定の手續に比較すれば煩雜であらう。少くも投票の計算及當選者の決定を爲すに付、多少多くの時間を要するのは免かれ難い、併し

乍ら白耳義、英吉利、瑞西及獨逸の比例代表法に従つて選舉人が投票をなすの手續は少しも煩雜ではない。選舉人は投票管理者より議員候補者の氏名又は各政黨の名稱を列記印刷した投票用紙の交付を受け、その投票用紙の上に掲げらるゝ數名の議員候補者の氏名又は各政黨の名稱の側に、投票賦與の記號(例へば、×印又は○印)を施し、これに因つて以て投票を行ふのである。その投票の手續は、現行選舉法の規定に従つて、選舉人が白地の投票用紙に議員候補者一名の氏名を記載して投票を行ふよりも、場合に依つては一層簡單である。これと同じく白、英、獨、瑞西等の比例代表法に基づき選舉を執行した後、投票の計算、議員の分配又は當選人の決定をなすの手續も、反對論者の憂ふるが如くに複雑ではない。投票終了後投票の計算をなし又は選舉區選出の議員を各政黨の議員候補者名簿に分配して當選人を決定するの手續を行はしむるがために、投票計算官を設くることゝなし、算數に通ずる人、例へば小學校の諸先生數名に對してこの投票計算官の事務を委嘱するならば、右の手續は投票終了後半日又は一日にて終了するのであつて、投票の計算、議員分配又は當選人の決定をなし了るがために驚くべき多くの時日を要するの虞はないのである。比例代表の選舉手續の故障なく實地に施行せらるゝことを得べきものなることは、これが現に今日白耳義、英領自治植民地、瑞西、獨逸、又はその他の諸國に實施せられて、その効果を顯はしてゐることの事實に因つて明白である。比例代表法の手續の複雑なるがために、これを實地に施行するに付多大の障害ありと謂ふのは、實際の事實を

誣ふること甚だしいものである。

併し乍らこの外に、比例代表法に對してはもう一つ極めて有力なる反對がある。その反對を唱へる人々は次の如くにいふ。國會は單に國內の各階級又は各政黨の人々を集め、これをして討論審議せしむるの目的のために設けらるゝものではなくして、國家の意見を定め且これを行ふがために、議決をなし又は命令をなすがために設けらるゝものである。國會議員の選舉に比例代表法を採用し、それによつて國內の各階級又は各政黨をしてその勢力に應じてその代表者を國會に選出せしむるならば、國會は國內の各階級又は各政黨を有りの儘に代表するパノラマのやうにもなるであらうし、又國會は國內の各階級又は各政黨の代表を集めたデバートメント・ストアのやうにもなるであらう。國會がそんなものになれば、國會議場に於ては國內の各階級又は各政黨の意見が思ふ存分に發表せられて、國會の討論審議は活氣を帯ぶるに至るに相違ない。併し乍らそれで以て然らば國會は議決機關として又は命令機關として大にその能率を發揮し、その權威を増進するかといふに、必ずしもさうではない。比例代表法を採用し、國內の凡ゆる政黨、政派の人々を少しづつ國會に選出し、それ等の種々の異分子を以て國會を組織して國會議場に於て常に議論を沸騰せしむるやうにするといふと、それ等の異分子、それ等の諸種の政黨、政派の間に互譲妥協が成立するにあらざれば、どうしても國會は議事を纏めることを得なくなる。多數代表法を排斥して國會議場に多數黨派の議員を充分に選出せしめず、他方に

於て比例代表法を採用して幾多の少數黨派をして幾分宛の議員を國會に選出せしめて、小黨分立の勢を助成するときは、國會の内部に於て勢力の中心點となるべきものが全く消滅し、その虚に乗じて孤立する所の諸種の小黨派が常に無責任の議論を持ち出して底止する所を知らざるに至る。これがために遂に國會は議決機關又は命令機關としては機宜に適した敏活の處置をなすことを得なくなる。その點より論ずるに、比例代表法を採用し、少數黨派をして多數黨派に對峙してその勢力に相應するの議員を國會に選出せしむることにするのは、却つて多くの弊害を生ずるのみであつて、別段の利益を生ずるものではない」と。

世界大戰後、獨逸は比例代表法を採用し、國內の少數黨派をしてその勢力に相應するの議員を國會に選出せしむることにしてゐるが、同國に於ては小黨分立の勢は從來よりも少くはならないで、却つて甚だしくなつてゐる。國會は夥多の小黨の代表者の集團となつて、國會議場は群雄割據の光景を呈してゐる。これがために同國に於ては絶對的多數黨の實力を背景とする英斷なる政治が行はれずして、小黨間の妥協に依る姑息な政治が行はれてゐるやうにも見える。英吉利の一九一八年の選舉法は約百人計りの議員を比例代表法に因つて選出せむとする規定を設けてゐるに拘はらず、その議員を選出すべき大選舉區が遂に劃定せらるゝに至らないがために、その規定は今日に至る迄實際に應用せらるゝに至らない。これは英吉利の識者に於て獨逸及その他諸國に於ける比例代表法實施の結果に徴し、

比例代表法を採用するに付ては尙更らに一段の考慮を要するものありと察してゐるがためではないかと考へられる。比例代表法を國會議員の選舉に應用するならば、これに因つて國會は國內の各黨、各派の勢力を公平に比例的に代表するやうになることは疑を容れないけれども、それと同時に國會は議決機關として又は命令機關として大にその能率を發揮し、その權威を増進するに相違ないと斷言するのは六つかしい。併し乍ら國內に無數の小黨派が分立して、二大政黨又は一大政黨が発生するに至らざるがために、國會が議決機關として敏活果斷の措置を執ることを得ないといふことは、必ずしも比例代表法の實施せらるゝ國に限つて起る所の現象ではない。獨逸の如きは比例代表法を採用せずして、多數代表の選舉方法たる小選舉區單名投票法を採用せる時代よりして、既に小黨分立の弊害に苦んでゐたのである。佛蘭西の如きも現在多數代表の選舉方法たる小選舉區單名投票法を採用してゐるけれども、同じく小黨分立の弊害に苦んでゐる。小黨分立の弊害は、比例代表主義の選舉方法の下に於てのみならず、多數代表主義の選舉方法の下に於ても一樣に起り得べきものである以上は、その弊害發生の事實を以て、比例代表法實施に伴ふ必然の副産物なるが如くに看做し、それを理由として比例代表法に攻撃を加へるのは當らない。かくの如き理由に基づいて比例代表法を採用すべきものでないといふならば、それと同様に多數代表法の下に於ても亦小黨分立の弊害が起り得るから、多數代表主義の選舉方法も亦採用すべきものでないといふことはなければならぬことになる。國內に於て小黨が分

立して相互に反目軋轢し、議會の大勢を左右すべき渾然たる大政黨の發生するに至らないのは、政治上、社會上又は經濟上の原因に基づくものとも謂ひ得べく、又各國の國民性に基づくものとも謂はれ得る。小黨分立の勢は、これを發生せしむる政治上、社會上又は經濟上の原因の消滅すると共に終熄するけれども、その原因の除去せられない限りは、必然に發生するのである。その勢は多數代表法を採用するがために衰微に傾くものでもなく、少數代表法又は比例代表法を採用するがために激げしくなるものでもない。比例代表法は別に小黨分立の勢の發生するのを助成するものではなくして政治上社會上又は經濟上の原因に基づき、現實に幾多の政黨の分立對峙せる場合に於て、その事實を有りの儘に認め、その事實に基づき各政黨に對してその勢力相應の議員を分配するに過ぎない。獨逸には比例代表法實施以前から既に小黨分立の原因が存在してゐたから、その實施前より今日に至る迄引續いて小黨分立の弊が起つてゐる。併し乍ら我國に於ては小黨分立の勢をして必然に起らしむべき政治上、社會上又は經濟上の原因が存在してゐるやうにも思はれない。現在我國は多數代表主義の選舉方法を排斥して、少數代表主義の選舉方法(中選舉區不讓渡單名投票法)を採用せるに拘はらず、議會の大勢を左右する絶對多數黨が存在してゐる。少數代表法より一步進んで比例代表法が採用せらるゝに至るとも、必ずしもこれがために小黨分立の勢が盛んなるに至るものではなくして、二大政黨對立の勢は今日に於けると同様に引續いて實現すべきものでないかと考へる。

多數代表法及少數代表法にも缺點があるが、それと同様に比例代表法にも亦種々の非難がある。併し乍ら大體に於て比例代表法は多數代表法及少數代表法の二つよりも優つた方法であることは争はれない。國家の政體の章に於て説明せるが如く、公民をして國の政治に參與せしむるに付二種の方法がある。その一は國家の憲法及法律の制定、改廢、その他重要な事項の可否に付公民をして直接投票をなさしめ、その投票の結果に因つてこれ等の事項の可否を決定する方法である。それが公民直接參政の制度である。その二は公民をして國家の憲法及法律の制定改廢等の可否に付直接に意思を發表せしめず、公民をして國會議員を選舉せしめ、その國會をして國家の憲法及法律の制定改廢等の可否を議決せしむるものである。それが代議制度又は公民間接參政の制度である。公民直接參政の制度を採用せる瑞西内の若干の州の如きは、毎年一定の時期に州内の公民を一定の場所に召集し、これに集會した公民の多數決に因つて憲法の改正又は法律の制定及改廢を決定する。併し乍らかくの如きは小國に於てのみ實行し得べきことであつて、大國に於て到底實行し得べきことではない。これが今日大多數の國に於て公民直接參政の制度を採用せずして代議制度を採用せる所以である。併し乍ら大國に於て代議制度を採用し、議會をして國家の大事を議決せしむることゝなしてゐるのは、これを以て公民直接參政の制度の代用となし、これに因つて以て公民直接參政の制度に因つて求むることを得べき結果と、同一の結果を求めむがために外ならぬ。公民直接參政の制度を採用せる國に於て、多數黨及少數

黨の公民をして直接投票の方法に因つて一様に國家の重要政務の可否に付容喙するの機會を得せしむるのが至當であるならば、それと同様に、右の制度の代用となるべき代議制度を採用せる國に於ても、亦多數黨及少數黨の公民をして一様にその勢力に相當するだけの議員を國會に選出せしめ、國家の重要問題の可否に關し、間接の方法に因つて一様に容喙するの機會を得せしむるのが至當である。而して比例代表法は選舉に際し多數黨のみならず、少數黨にも亦その勢力相當の議員を選出するの機會を與へ、公民直接参政の制度の行はれた場合に於けると同様に、國家全般に於ける多數黨及少數黨をして一様に國家の政治に容喙することを可能ならしめる。従つて代議制度の議會組織の方法としては、比例代表法は最も當を得たものと認めなければならぬ。

比例代表法は、多數黨及少數黨の二つをして議員の選舉に際し過分の利益を得せしめず、又兩者をして不當の不利益を蒙らしめず、その兩者がその勢力に相當して選舉に因つて當然取得すべきものを公平にこの兩派に分配する。この制度の下に於ては、國內全般に於て多數の選舉人を有する黨派は多數黨としてその實際の勢力に比例して多數の議員を國會に選出し、これに反し國內全般に於て少數の選舉人を有するに過ぎない黨派は少數黨としてその實際の勢力に比例して少數の議員を選出する。偶然の事實のためにこの原則に反する結果の起る虞は殆不存在しない。多數黨及少數黨は選舉に際しその實際の勢力に相當するだけの議員を選出するのであるから、選舉の結果に對しては多數黨も少數黨も

共に不服を述ぶることを得ない。選舉の結果(各黨派の議員選出の割合)は多數黨及少數黨孰れに對しても極めて公平である。それは、多數代表法又は少數代表法が場合に依つては或は多數黨に對し、或は少數黨に對して甚だしい不公平の結果を生ずると著るしく相異なる所である。これが、比例代表法の根本の趣旨(即ち選舉に際し多數黨をして多數の議員を選出せしめ、これに反し少數黨をして少數の議員を選出せしむる原則)に對して正面より反對を唱ふる者の極めて少ない所以である。

第三節參考書 コンモンズ、比例代表法(一九〇七年)、九九—一六三頁。ヘイヤ、比例代表法(一八七三年)、二五、二六、五八—九八頁、一一二—一二〇頁。ハンフリス、比例代表法(一九一九年)、一六—六二、一三二—一九六、二九六—三三三、三八六頁以下。ボンヌフォア、比例代表法(一九〇二年)、六一—一五六頁。エルラー、白耳義憲法(一九〇九年)、一四六—一五九頁。エスマン、憲法(一九一四年)、三二一及八八頁。フランダン、現代歐羅巴の政治制度、第三卷、一二四—一三三頁。オルバン、白耳義憲法(一九〇八年)、第二卷、八〇—一四二頁。サリホーロス、民主國及比例選舉(一八九九年)、二五五—四五〇頁。ヴィレイ、選舉法(一九〇〇年)、二二〇—一四六頁。ゴブレ、ダルヴィエル、比例代表法(一九〇〇年)、一—三六頁。外國立法年報、第五年度號、一八九三年、五八二—五八六頁、同第三年度號、一九〇六年、三九六頁。ゲー・マイヤー、國會選舉法(一九〇一年)、六二〇—六五三頁。ベルナツィック、比例選舉論(獨逸國立法及行政年報、一八九三年度分、三五—六八頁)。アインホイザー、比例選舉(全國國家學雜誌、一八九八年、七三頁以下)。クリョイティ、瑞西に於ける比例選舉(瑞西統計學雜誌、第三七年度號、一九〇一年、第一卷、一五七—一三〇頁)。フライナー、瑞西聯合國々法(一九二三年)、一四一—一五〇頁。フレイジャン、比例代表法(一九一五年)。フレイザー、英國選舉法(一九一八年—一九二二年)註釋(第二版)、一二五—一二八、四二—四三〇頁。森口教授、比例代表法の研究(大正、一四年)。藤井教授、比例代表に關する研究(昭和七年二月刊行、早稻田法學第二卷掲載)。地稿、比例代表法(國家學會雜誌、第三三卷、大正七年、第一號及第二號。同第三三卷、大正八年、第一卷

第一門 憲法總論
 及第二卷、掲載。抽稿、憲法、第一分冊(大正、一四年)二九—一四〇頁。

昭和七年六月十八日印刷
 昭和七年六月廿二日發行

憲法提要上卷奥附
 定價金貳圓八拾錢




著者 野村 淳治
 發行者 江草 重忠
 印刷者 佐藤 駒次郎

發行所 東京市本郷區田一ツ橋通町五番地
 電話九段(33)〇〇
 東京三三七〇番地
 東京市本郷區藏川町八〇番地
 有斐閣
 終閣

印刷所 日東印刷株式會社







624
77

